

は兌換券が經濟社會の需要に應じて其額を伸縮し得へき様劃策せられし制なりとす凡る貨幣の需要なるものは物價の高低起業に對する信用の程度商工業の盛衰等によりて大小あり又季節の如何によりて異同あり決して單純なるものに非ざるを以て人爲的に之に應ずること極めて困難なりとす去れば自然に世の需要に感應して伸縮し得へき制を採るは兌換券の效用をして最も大ならしむべき所以にして經濟上最も望ましき所なりとす然るに政府發行の制は此緊要なる點に於て到底銀行發行制に及ばざるなりトック氏は其物價史第四卷に政府發行制と銀行發行制との利害得失を論じて曰く銀行發行制にありては兌換券は商業の需要に應じて伸縮すれども政府發行制にありては其伸縮は商業の需要如何に依らず主として政府の必要によりて決せらるへし去れば後者にありては需要を供給すと云ふよりも寧ろ需要を生出するの結果を生ず云々と⁽¹⁾

(1) Hooke, History of Prices, Vol. IV, pp 176-177.

今右トック氏の言を説明すれば政府の兌換券を發行するや必ずや其支出を要する時に限り發行するものなるか故に銀行が割引貸附の依頼に應じて其兌換券

を發行する場合の如く所謂生産的事業に向て而かも市場の需要に應じて之を發行するに限らず時に或は市場金融緩慢にして資金の用途に困む場合と雖も巨額の發行を見ることなきを保せず隨て金融の調和を缺き物價の變動を來すの恐なしとせざるなり又回收の點より之を見るも兌換銀行券にありては割引の満期貸附の返済によりて自ら回歸し若し兌換券歸らされは正貨銀行に入り來り若くは預金の減少を見結局市場に於ける交換の媒介物其丈減退すれども政府發行の兌換券にありては其回收は租税の上納に非ずんば正貨引換の場合に限るものなるにより其緊縮力比較的に遲鈍なりとす果して然らば兌換銀行券は政府發行の兌換券に比し遙かに優等なりと謂はざるを得ざるなり

第二、政府は兌換券發行機關たるに適せず。若夫れ政府が兌換券發行の任に膺るに於ては其發行額を豫め一定するか若くは立法部又は行政部の意見により時々伸縮すへき制を採らざるを得ず而して其額若し一定不動ならん乎兌換券は克く其本能を完ふすることを得ざるへく市場金融緩慢にして資金の需要甚き時に中り多額の流通を見之に反して金融切迫なる時兌換券の缺乏を訴へざるを得さ

るへし若し立法部の意見により時々伸縮すべき制を探らん乎其召集決議に長日月を費さるを得ず到底市場の急に應ずること能はざるを奈何せん若し又行政部の意見に任ずるの制を探らん乎是れ行政部に與るに非常の權力を以てするものにして其權力濫用の虞ある而已ならず當局の更迭毎に異なりたる財政意見を實行せられ統一を缺くの恐なしとせず加之ならず兌換券發行を立法部若くは行政部に委ぬる時は假令其當局者の能力に間然する所なく又正實に其職務を竭し得へしとするも彼等は尙ほ實際社會の事情に接するの機會に乏しきを以て其需要に適應すべき施政をなす能はざるや知るべきのみ

第三、政府は利子歩合を上下して正貨準備を伸縮すると能はず、兌換券の發行を政府事業となすの不可なるは當に上述せし所のみ止らず尙ほ正貨兌換に資する準備金を備ふる點に於て大に不可なるを見る蓋し正貨準備の多寡は一般商工業者の常に注視する所にして其増減は實に信用の消長商業の振衰を示す所の風雨計たり而して銀行か兌換券發行の任に當る時は正貨準備減少の傾向を呈せは直ちに利子歩合を引上げ其恢復を計畫すへきも政府は斯の如き働作をなすと

能はざるなり是れ政府發行制の第三の缺點なり

第四、政府發行兌換券の缺點の著きもの尙一あり政府の財政不如意なる時自ら正貨準備の薄弱を來し爲めに經濟社會に不安の念を起さしめ結局商工業の進歩を阻碍するに至ること是なり若し兌換券の發行を銀行に委ね政府直接に之に關預せざるに於ては假令財政困難の場合と雖も銀行の正貨準備に影響することなかるべく隨て經濟社會を動搖するの患少なるべきや明かなり

兌換銀行券の政府發行兌換券に優る所以實に右述べたるか加し然らば則ち政府は自ら銀行業を營み兌換銀行券を發行することを得ざるか是れ當然起るべき問題なり世に説を爲す者あり兌換券發行銀行を國有とするの可なるを主唱して曰く抑々私人の資本を以て兌換銀行を設立する時は之に従事する者の第一に顧慮せざるを得ざるは株主の利害なるが故に兌換券の發行上社會の公益を圖るに當て若し株主の利益と相衝突する時は之か爲め大に制肘せらるゝは蓋し自然の數なり故に寧ろ純然たる國有銀行をして兌換券發行の任に膺らしめ十分に其職分を竭さしむるに如かず加之ならず發行額の全體に相當する正貨を準備せしめて

兌換券を發行するは一方に於て公衆より無利息の資金を借入れ他方に於て利息を取りて之を貸附くるに外ならず其利益や決して尠なしとせず斯る利益は須らく之を國庫に收むべく少數銀行業者の壟斷に委す可からずと

若夫れ皮相の見を以てすれば論者の主張する所の兌換銀行を國有と爲すの制甚た美にして毫も間然する所なきか如し然れども少しく思慮を旋らす時は是れ一箇の空論たるに過すして甚た危険多き制なることを發見すへし何を以てか之を言ふ曰く第一兌換券發行銀行を國有となす時は政府の一部局其事に當らざるを得ず隨て銀行の業務と政府の財政との關係密接となり或は一時政府の便宜の爲め民間の經濟を害するか如き舉に出つることなきを保せず第二政府に於て兌換銀行を經營するに於ては勢ひ兌換券の發行は政治的勢力の影響を受け其管理者は内閣の更迭と共に進退するか如き弊を生せざるを得ず第三論者の所謂少數人士の利益壟斷は寔に理あり然れども上述の危険より生ずる損害は這般の如き利益を以て償ふべからざるを記憶せざるべからず況や兌換銀行に課税するに於ては之を私人の經營に委するも其利益の一部を國庫に徴收し得へきに於てをや第

四私人の經營に係る兌換銀行は株主の利益を圖る爲め公益を害することあるべしとの危険の如きは適當の監督法を設けて豫め之を防遏すること敢て難きに非ざるなり

之を要するに國家か兌換銀行を經營し兌換券發行の任に當るか如きは常に兌換券の效用を没する而已ならず其之か爲めに生ずる經濟上の危険は寔に鮮少に非るなり宜哉現今文明諸國に於て之を民業に附し國家之か監督の任に當り百方兌換券の效用を完ふせしむるに努むると同時に其之より生ずる利益の一部を國庫に徴收し以て遺憾なからしめんことを計るもの多きや

本節參考書

Barton, Crises and Depressions, pp. 244-248.

Schaling, Bankpolitik, 351-357.

山崎覺次郎氏銀行論第三章(經濟叢書)

岡崎遠光氏銀行政策第八章

第四節 大銀行單獨發行制と多數銀行發行制

兌換銀行券は政府發行の兌換券に優り兌換銀行券を發行する銀行は政府之を経営するの不可なること前節に述べしが如し果して然らば兌換銀行券の發行は之

を民間諸銀行の自由に放任すべきや將又其發行に制限を加へ法律を以て之を規定すべきや

自由發行制を主張する論者は曰く不必要なる兌換券を發行すれば忽ち正貨引換の請求を受くべきが故に銀行たる者相當の正貨準備なくして濫に之を發行するの道理なし故に敢て法律を設けて之を羈束するの必要を見ずと之に反して制限發行制を主張する論者は曰く銀行たる者常に充分なる用心注意を以て業務を行ふ者のみならんや殊に割引貸附の依頼類々として起るに當り随意に兌換券を發行することを得るに於ては一時其收益甚だ大なるを以て自然發行過多の弊に陥らざるを得ず其結果投機を獎勵し物價を騰貴せしむるや明かなり既に於て兌換の請求俄然として起らんには銀行は終に兌換を停止せざるを得ずして恐るべき害毒を社會に流布すべきや心然のことのみと

(1) Casey, The Credit System in France, Greece, Britain, and the United States, London 1838, p. 122.

(2) Overstone, Tracts, p. 126-127. M. Michel Chevalier, Journal des Economistes, 2e série, t. XIV, 302.

吾輩は曩きに預金と兌換券の發行とは銀行に取り同一なるを説き預金は永時に亘りて之を論ずる時は決して濫發の憂なしと論斷せり去れば論理上兌換券も亦

濫發の憂なしと主張せざるを得ざるが如しと雖も是れ只永時に亘りて然るものにして一時は其濫發なしと謂ふ可からず古來一時の勢に乗じて兌換券を濫發し倒産せる銀行其數尠しとせず千七百七十二年蘇格蘭に於ける「エイヤバンク」の支拂停止の如き千七百九十二年より九十三年に亘り英虞蘭に於ける多數私立銀行の倒産の如き又千八百三十九年に於ける米國「シンガン」洲の「ウツワイルドキャットバンク」の破産の如き皆其殷鑒たらざるはなし由是觀之兌換券の自由發行は寔に危険なる制度にして制限發行の制こそ其當を得たるものと謂ふ可きなり兌換券發行に對して適當の制限を加ふるの必要あること右述へしが如し果して然らば如何なる方法を以て之を制限すべきや此緊要なる事項を講ずるに當り先づ第一に討究を要するは兌換券發行權は之を多數の銀行に付與すべきや將た單獨なる大銀行をして之を獨占せしむべきやの問題是なり

大銀行單獨發行制と多數銀行發行制と孰れか可なるやとの問題は往時佛國を中心とし學者間に盛に論難辯駁せられし所に於て之に關する論争は千八百四十八年佛蘭西銀行の獨占發行の制確定せし時に始まり千八百七十年普佛戰爭の起る

に及て漸く其結局を告げたり而して其要點は左の如くなりし
先づ大銀行單獨發行制を可なりとする學者の論旨を擧げんに

第一、兌換券は正貨の代用を爲すものなるが故に其様式同一なるを尊ぶ而して
兌換券發行は國家の貨幣權の行使なるを以て當に唯一の代表者に委任すべきな
り單獨發行制は即ち上述の趣意に適ふものなり

第二、單獨發行制は責任の歸する所を明かにするの利益あり責任一に歸すれば
發行者の注意隨て周到となり夫の多數銀行發行制に於けるが如く怠慢又は無責
任の冒險より生ずる害毒なし

第三、單獨發行制にありては世人は常に其衝に當る銀行の事業に注目し輿論の
監督嚴密なりと雖も多數銀行發行制にありては世人は各銀行の狀況に注意を拂
ふこと薄し

第四、單獨發行制にありては其發行銀行は多數銀行發行制の下に於けるが如く
他行との間に競争を生ぜざるを以て安全の疆界を超へて兌換券を發行する等の
ことなし蓋し配當の大なるを欲するの念慮は競争者あるによりて益熾なるもの

とす然るに他行の競争する者なくんば銀行は準備を大にし公利公益を進むるを
以て其方針となすに至るべきや勿論なり

第五、多數銀行發行制にありては會々一銀行破綻する時は累を一般に及ぼし銀
行の支拂停止金融の閉塞等を來し各銀行は自家防衛に汲々として毫も他を顧み
ず一として市場を救済し社會の信用を維持するの力を有する者なきに至る大銀
行單獨發行制にありては然らず其政府との間に於ける密着の關係は世人をして
毫も其信用を疑ふことなからしめ其一舉手一投足は克く救済の目的を達し恐惶
を鎮壓するに足る

次に多數銀行發行制を可なりとする學者の論旨を擧れば左の如し
第一、多數銀行發行制は其性質として恐惶を煽動すと云ふは詛罔なり其恐惶を
熾ならしむるは各行の發行權濫用に在り故に其濫用を防遏するの策を講ずれば
可なり

第二、政府の監理の下に於ける單獨發行銀行制は其性質として政治上常に其銀
行の施政に反對する者を有し自然政界以外に超然として其業を營むこと能はず

第三、單獨發行制にありては其銀行と政府との關係密接なるを以て往々にして政府の財政を補助せざるを得ざるの位地に陥り爲めに其基礎を危からしむることなきを保せず千八百十三年より十四年に亘りて佛蘭西銀行兌換券の不信用及び千七百九十五年に於ける英蘭銀行の兌換中止の如き優に之を證明せり

第四、單獨發行制にありては發行銀行たる者其獨占權を濫用し以て暴威を逞ふし無辜なる私立銀行を倒し其極銀行業の集中を來し兌換券益濫發せられ兌換の請求終に起り恐慌襲來するの虞なしとせず然れども多數銀行發行制にありては然らず兌換券發行によりて銀行の利益を獲ること大なれば世の資本直ちに銀行業に向ひ利潤の平均俵ち行はるべし加之ならず此制の下にありては各行互に相制抑し他行の兌換券流通高を減じ以て自己の兌換券流通高を擴張せんと努むるが故に正貨兌換の請求絶へず起り其結果として兌換券濫發せらるゝ憂なし

以上は大銀行單獨發行制と多數銀行發行制との利害得失に就き往時學者の列舉せし所なり今之を検するに大銀行單獨發行制の利益として掲げられたるものは其弊害に比し頗る大なるものありと雖も多數銀行發行制の利益として數へられ

しものは承認し難き點甚だ多きを發見す請ふ少しく之を論評せん

多數銀行發行制を可なりとする論者は第一に其主唱する制度は其性質として恐慌を煽動せず恐慌をして熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと言ふと雖も市場變調を呈する時各行の自家防衛にのみ汲々として毫も救済の策を講せざるは歴史上屢々起りし所にして之を其制度の性質上の缺點と謂はずして亦何とせんや

第二に單獨發行制にありては銀行は常に政敵を有すとの理由を以て之を攻撃すれども這般の如き弊害は銀行の組織及び政府の監督權に斟酌を加ふれば全く之を防遏し得ざるに非ず

第三に單獨發行制にありては銀行は政府の財産を補助せざるを得ざるの境遇に陥り易く爲めに其基礎を危ふすべしとの論は實に論者の言の如し然れども此單獨發行制の缺點は時としては寧ろ其利益なりと謂はざるを得ざるなり蓋し國家危急存亡の秋克く財政の困難を救ひ經濟社會の安固を保全する者は有力なる中央銀行にして決して諸所に割據せる小銀行に非るべし普佛戰爭の當時及び其後

に於ける佛蘭西銀行の效蹟の如き諸所に散在せる多數小銀行の成し能ふ所に非ざるなり

第四に所謂小銀行相互抑制の利益の如きは取るに足らず千八百四十四年ピール條例制定以前に於ける英國地方銀行の状態は正反對の實例を供せり加之ならず小銀行相互抑制の利益と稱するものは論者の多數發行制の辯護として第一に掲げたる所と矛盾せり論者は多數發行制を辯護して此制度は其性質として恐慌を煽動するものに非ず其恐慌を熾ならしむるは各行の發行權濫用に在りと曰へり然るに今小銀行の相互抑制は其紙幣濫發を防ぐべしと主張す之を自家撞着と謂はずして何ぞや

以上論述せし所は主として經濟上より觀たる所なれども多數銀行發行制は到底大銀行單獨發行制に及ばざることを示せり尙ほ之を政治上より觀れば更に後者の前者に優るを發見すへし宜哉現今歐洲諸國は殆ど皆兌換券の發行を中央銀行に委託するの制を採るや瑞西は多數の銀行兌換券を發行するの制なれども十數年來中央銀行の設立を唱ふる者多く近年に至り其議論漸く熟せるを以て千八百

九十六年六月其設立案を議會に提出し翌年二月其賛否を全國民に問ひしが終に多數を制することを得ずして止みたり然れども此問題は久しからずして再び提起せざるべき形勢なりと云ふ北米合衆國亦た多數銀行發行制を採れり然れども同國の制は經濟上の必要より起りしに非ずして寧ろ政治上の情勢より生じたりと解釋して可ならん歟

本節參考書

Jones, Economic Crises, pp. 110-115,

反對意見としては左の二書一讀の値あり

Scharling, Bankpolitik, 336-351.

岡崎遠光氏銀行政策第七章

第五節 兌換銀行券發行に對する保證物件

兌換銀行券の主なる效用は第二節に述へしか如く正貨の用を省き金融を疏通し經濟社會の需要に應じて展縮するに在り然れども正貨を蓄積し其と同額の兌換券を發行するに止むる時は其效用は大に減縮し單に正貨取扱の不便と其磨損を防ぐこと及び公衆を誘導して銀行を利用せしむること等に止まり其他は得て之を收む可からず去れば兌換券の效用をして完からしめんと欲せば須らく準備正

貸よりも遙かに巨額の發行を許さざる可からず是れ保證物件に就き研究を要する所以なり

銀行は其全資産を以て債務を辨濟するの責を有すること喋々の辯を俟たざるなり然れども正貨の外兌換券償却の引當と爲すべき物件に就ては其種類により優劣あるを以て銀行者たる者日常其業務を經營するに當り其選擇を誤らざらんとを要す蓋し兌換券償却の引當と爲すべき保證物件の種類は銀行の營む所の業務によりて決せられ手形の割引に應じて兌換券を發行せば其保證物件は手形と爲り貸附に應じて兌換券を發行せば其保證物件は債權證書及び之に附隨せる擔保品たるべく又公債株式の類に放資し兌換券を發行せば其保證物件は其買入れたるものを以て形成すへし故に是等各種の保證物件を比較し其優劣を究め最も優等なるものを獲得し得べき業務に従事するの方針を採ること緊要なりとす今各種保證物件の優劣を比較するに短期の商業手形は兌換券の保證として最も適當にして且つ最も依頼すべきものなるか如し元來兌換券の發行は其性質預金と同しく共に要求次第法貨を以て支拂はざるを得ざる債務なり去れば預金の引

當として最も良好なる短期手形は亦兌換券の引當として最も適當ならざるを得ず現今歐大陸諸國兌換銀行條例の保證準備として先づ短期商業手形を數ふる所以のもの亦決して偶然に非るを知るなり

短期商業手形は正貨を除き兌換券の保證物件中最も適當なるものなりこの事實は近年歐州大陸の諸國をして確實なる外國爲替手形を以て中央銀行正貨準備の一部たるを得せしむる規定を設けしむるに至れり千八百六十八年澳太利匈牙利政府は敕令を以て明かに之を認めたり白耳義國立銀行は現今其正貨準備と殆ど同額の外國手形を保有し露西亞帝國銀行亦常に巨額の外國手形を有し何れも正貨準備の一部として之を計算せり云ふ

平時事なきの日に在りては公債證書及び確實なる會社の社債券の如きは商業手形に比し一層確實にして兌換券の保證として優るものあるか如く見ゆ何となれば商業手形の義務者は僅々數名の商工業者に過ぎされども公債證書社債券の如きにありては之か義務者たる者は政府又は信用ある會社なるが故に何時にても容易に之を賣却することを得べければなり千八百三十八年蘇格蘭諸銀行の連合上申に曰く抑々蘇格蘭銀行制度の鞏固なる所以のものは各銀行皆其資本及び預金の一大部分を公債に放下するの點に存せり夫れ公債のものたる通常利率頗る低く市況不味の際之を賣却せんと欲せば損失を免れずと雖も然れども少許の犧

性を意とせされは如何なる場合と雖も正貨に引直し得べきものとす云々と然れも既に前諸章にも述べしか如く是れ平時に於てのみ然るものにして恐慌の際に於ては寧反對の現象を呈するを奈何せん千八百七十三年の恐慌の際紐育諸銀行は地方銀行より其預金の大部分の引出を受けたりしか其際公債證書及び商業手形の優劣を確知することを得たりポールス氏は其著米國財政史に克く當時の事情を記載せり曰く「公債證書の類を擔保として貸附けたる「コーンローン」六千萬弗は平素紐育諸銀行の倚賴せし所なりしか當時全然之を回收する能はさりし而已ならず其引當の公債證書の價格は俄然として下落し非常なる犠牲を以てするにあらざるよりは一葉たに之を賣却すること能はさりき是れ蓋し此種の質物の特性にして平時にありては之より安全なるものは是れなしと云ふも可なれども一朝事あるに際しては其價格萎縮し亦如何とも爲す可からず之に反して商人の信用及び其支拂能力は斯る場合と雖も左程變化を來すものに非るか如し此經驗により吾人は公債證書商業手形共に優等なる保證物件には相違なきも永時に亘り判斷を下す時は後者は遙かに前者に優ることを會得せり」と⁽²⁾

(1) See Mealeod, Theory and Practice of Banking, Vol II, pp. 222-223.

(2) Rolles, The Financial History of the United States from 1861 to 1885, p. 350.

英國に於ける事情亦た其揆を一にせり「バジョエオット氏其「ロムバードストリート」に言へるあり「斯る場合恐慌に於て公債を擔保とし資金の融通を許し得べき者獨り英蘭銀行ある而已同行より資金の供給を仰くに非るよりは公債の購入杯は到底爲し得べき業に非ず英國廣袤大なりと雖も其買入に充つべき正貨は夫の英蘭銀行營業部に貯藏せる支拂準備金の外何處にも存在することなし果して然は若し恐慌に際し同行營業部其自身か大に正貨回收の必要を感じ公債の賣方に立つとせば其目的を達し得べきや否や知るべきのみ惟ふに五十磅券一葉だに之を賣却すること覺束なかる可し」と⁽¹⁾

(1) Bagehot, Lombard Street, Ch. VII, sec. II, p. 190.

現今に於ては諸般の報導機關大に發達し市場の事情亦た往時の如くならず經濟社會の實況は短期にして急激なる恐慌の襲來に代るに長期に亘る不景氣を以てせんとするの傾勢を呈せり隨て非常の場合と雖も公債の賣却上或は往時の如く困難を感ずることなかるへしと雖も然れども公債の商業手形に比し大に讓色あ

るは今日尙は動かす可からざる事實なかる如し
 兌換券の如き要求次第支拂はざる可からざる債務の引當として公債證書社債券の類を保有するは右述るが如く危険甚だ多しと雖も其危険は近來銀行間に行はるゝ相互救済の法により幾分か軽減せられたるものゝ如し紐育交換所組合銀行の恐慌の際發行せし交換所預り證券の如き千八百九十年英蘭銀行總裁リッダー⁽¹⁾ デール氏の採りし手段の如き皆其例證なり然れども是等の一致行爲は公債の價格下落を防遏するよりも寧ろ一設の信用を保全し恐慌を防ぐの目的に出でたるものと謂ふ可し公債の價格下落を防ぎ其賣却を容易ならしむるの目的を以て銀行が合同一致の舉に出でしは千八百九十九年秋露西亞に於ける諸銀行の聯合を以て最も著名なるものとす同年露西亞に小恐慌起り公債の價格大に下落するや露西亞帝國銀行は千九百年三月一日までを限り政府の保證せざる諸種の優等債券に對して信用を開き貸附を爲すことを許され又工業會社の社債の如きも從來帝國銀行の擔保として受入ることを肯せざる所なりしが同時に之に對して融通の途を開けり而して一方に於ては聖彼得斯堡府に於ける大銀行の「シンヤケイト

組織せられ五百五十萬ルーブルの資金を投し以て公債の投賣より生ずる下落を防ぐに努め帝國銀行は損失ある時は「シンヤケイト」に於て之が辨償の責に任ずべしとの條件の下に之が資金を供給し「シンヤケイト」の事務は帝國銀行總裁の監督の下にある五人の委員をして統掌せしめたりと云ふ⁽²⁾

(1) 本書第三章第七節參照

(2) *Economiste Européen*, Dec. 29, 1899-XVI, 828.

以上吾輩は兌換券の保證物件として商業手形及び公債證書社債券の優劣を比較し就中手形を以て最も優等なるものと斷定せり而して株券及び信用貸附證書の不可なるは論議するの要なしと信す今や一步を進めて正貨準備に就て攻究せん抑も兌換券に對し正貨準備を要するは預金に對し支拂準備金を要すると同一の理由に基くものにして共に要求次第支拂はざるを得ざる債務に對し備ふるものなれば其間寸毫の差異あることなし然れども英蘭銀行の制の如く兌換券に對する正貨準備と預金に對する支拂準備とを全く別視するの例なきに非れば之れを別論するは單り講述上便利なる而已ならず全く理由なしとせざるなり
 兌換券引換に資する爲め準備する正貨は平素毫も利殖することなくして筐中に

横はるものなるが故に其多寡は大に銀行の利益に影響するものとす去れば法律を以て其割合を規定するが如きは果して策の得たるものなるや否や自由銀行制度を主張する論者は曰く法律を以て準備金の割合を定むるが如きは大に不可なり誠實なる銀行は自ら相當の準備金を保有すへし故に安全なり誠實ならざる銀行は適當なる準備金を保有せざるにより倒産を免れず自然淘汰の法則は克く銀行界を支配すべきを以て正貨準備の如きは之を銀行者の自由に放任して可なり況や其割合の如きは元來立法者の獨斷を以て定め得べきものに非ず法律を以て之を規定するが如きは經濟上少からざる弊害を生ずべきに於てをやと然れども巨細に此問題を討究する時は之れ一箇の空論に過ぎざるを發見すべし蓋し國家は當然兌換券の發行者に命ずるに充分なる正貨を準備すべきことを以てするの權能を有し之を監視するの責あるものとす請ふ左に少しく其然る所以を述べん夫れ兌換券の正貨準備を必要とする所以のものは第一其信用に瑕瑾なからしむること第二正貨幣と同一の價格を以て流通せんこと第三何時にても正貨幣と引換らる可きことの三大目的を達せんが爲めに他ならず然るに正貨準備を發行者

の自由に放任するときは疆界效用の法則と自由競争とは往々にして其割合を減縮せしめ終に上記三目的を達する能はざるの危險に陥ることなきを保す可からず去れば國家が法律を以て正貨準備の最小額を規定するは假令獨斷的なりとの誹りは免れざるにもせよ又學理上不都合なる點あるにもせよ實に經濟政策上必要とする所にして眞に止を得ざる所なり然り而して大銀行單獨發行制の場合と多數銀行發行制の場合とを比較するに後者にありて殊に其必要を感ずるなり何となれば前節にも述べしが如く大銀行單獨發行の場合にありては毫も他行の競争を感せざるが故に銀行自ら進んで充分なる準備を爲すに留意すると同時に公衆は常に其銀行の行動に注目し些少にても危險の點あらば決して之を看過せざれども數多の銀行兌換券を發行する場合に於ては銀行間の競争上互に利益の大ならんことを事とし準備金の如きは出來得る限り之を小にし成る可く多額の資金を運轉せんとするに至り公衆の監督も亦一銀行の場合の如く嚴密なる能はざればなり

吾輩は曩きに預金と兌換券は銀行に取り同一なり預金に對する準備金の割合の

如きは之を銀行者の自由に任すべく法律を以て之を定むべき限りに非ずと論せり然るに今兌換券の場合に於て準備金の額は之を法律を以て規定するを要すと説くが如きは少しく自家撞着の嫌なきに非ざるを自白せざるを得ず然れども是れ大に理由あることにして決して矛盾せざるなり其理由とは何ぞや曰く兌換券は預金と異なり其行はるゝ範圍廣汎にして夫の手より口への細民寒村僻地の田夫野郎と雖も之を行使し常に正貨と同様に取扱はるべき性質を有するものなれば之が價格をして正貨の價格と同一ならしめざる可からざるの必要是あればなり再言すれば兌換券は法貨として用ゐられ若くは之と同視せらるゝが故に其基礎をして最も鞏固ならしむるの必要存すればなり

右述るが如く法律を以て兌換券發行に對する正貨準備最小額を規定するの必要果して是ありとすれば其割合は如何にすべきや是れ頗る緊要なる問題なれども元來其割合を律すべき規矩準繩あることなし然れども準備金の割合は多くは兌換要求の性質によりて決せらるゝものにしてパヨエオット氏の言ひしが如く債務の密度は其金額の大小と同一の勢力を有するものとす即ち兌換券の發行巨額

なるも其一回の正貨引換要求高にして大ならざらん乎準備金の割合は左程大なるを要せざるべし之に反して發行高小なりと雖も一時に巨額の引換を請求せらるゝ時は準備の割合隨て大ならざるを得ざるなり⁽¹⁾

(1) Bagehot, Lombard Street, Ch. XII.

又準備金の割合は銀行の所在地及び季節の如何等により大小あるを免れず地方に於ける銀行よりも中央大市場に於ける銀行は準備金の割合大なるを要し金融頻繁なる季節は然らざる季節よりも巨額の準備金を要するが如し十九世紀の初め英蘭銀行の重役等は英國々會の諮問に對へて銀行の準備金は總ての債務に對して三分一以上なれば足れりと曰へりオパーストン卿亦た英蘭に於ては兌換券發行額の三分一の正金を準備せば充分なりと曰へり其他百分二十五の準備金は兌換券の準備として決して少額に失するものに非ずと説く學者數多あり然れども或場合に於ては右何れも充分なりと謂ひ難きものゝ如し方今諸國の實例に據れば兌換券に對して又或場合に於ては兌換券預金等總ての債務に對して三分一乃至百分四十の正貨準備最少額を規定するもの多し英國佛國

及び我國の如きは此點に就き何等の規定を設けずと雖も獨逸帝國銀行は少くとも發行總額の三分一に相當する正貨を備ふべきことを命せられ澳太利匈牙利銀行及び瑞西諸銀行は其百分四十を以て最少額と爲すの規定を以て支配せられ白耳義國立銀行は兌換券及び要求拂債務の全額に對し三分一以上の正貨を保有せざるを得ず又ネセルランド銀行は同じく兌換券及び預金に對し其百分四十以上の正貨を有すべき制なり^①

① 本章第八節參照

第六節 兌換銀行券償却合同資金の制

吾輩は第三章第七節に預金の支拂に於て銀行間に相互救済の舉あることを述へたり今や多數の銀行が兌換券を發行する制度の下に行はるゝ兌換券償却合同資金の制に就て説かんと欲す
夫れ兌換銀行券銷却の引當となるべきものは其發行銀行の全資産なり英蘭銀行佛蘭西銀行獨逸帝國銀行其他諸國の中央銀行は何れも兌換券發行の權を有する大銀行なりと雖も其發行に係る兌換券に對しては銀行全資産の外他に引當とす

べき資金一もあることなし英蘭國に於ける兌換券發行權を有する地方銀行瑞西に於ける三十八個の發行銀行蘇格蘭に於ける十個の發行銀行愛兒蘭に於ける六個の發行銀行其他北米合衆國に於ける數千の國立銀行等亦た皆獨立して其發行兌換券に對する債務を負擔せり然れども一國內數多の銀行が兌換券發行權を有するときは銀行間の合同により相互救済の舉に出づるを以て最も進歩せる制となすなり兌換券償却合同資金の制として知らるゝ合同救済法は一千八百二十九年始めて米國紐育州に實施せられし方法にして現今英領加奈陀に行はるる所のものなり

兌換券償却合同資金の制とは一言以て之を蔽へは一國に於て兌換券を發行する多數の銀行が聯合して平素若干の醜金を爲し組合銀行中兌換義務を履行すること能はざる者生する時は其共同資金を以て之を救済するを云ふ此方法は從來預金の場合に行はれたる相互救済に比し一步を進めたるものとす即ち預金の場合に於ては銀行間の相互救済は從來非常の場合に於てのみ行はれ未だ嘗て平素よかり之か計書を爲せしことなしと雖も兌換券償却合同資金の制は平素若干の醜金

を爲し置き以て非常の場合に備へんとするものなり

兌換券償却合同資金の制は上述の如き旨意に基くものにして現今加奈陀に於て完全に行はれ世人の稱賛して措く能はざる所なり然れども其始めて實施せられし紐育州に於ては好結果を奏すること能はざりき其理由は同州裁判所か若し同盟銀行中破綻せし者ある時は其全負債は性質種類の如何を問はず盡く合同資金を以て之を償ふへしとの判決を與へたるに因れりと云ふ元來合同資金は單に發行紙幣に對してのみ備へしものなりしに斯く廣き範圍に用ゐしむるに於ては其目的を達する能はざるに至るや必然のことのみ

加那陀に於ては千八百九十年始めて此制を採用したり元來同國の銀行は其以前と雖も經理頗る宜しきを得破産の數寔に少なく千八百八十年迄は兌換券所持人に銀行資産の優先權を與へざりしが同年始めて之を付與するの法を制し同時に銀行の株主たる者は爾來其所有株金の外尙同額の金額を限り兌換券所持人に對てし責任を負ふ可しと規定せり而して千八百九十年合同資金の制を立つるや加那陀の銀行制度は愈々鞏固を加へたり今其制の内容を略述すれば左の如し

紙幣を發行する銀行は千八百九十二年七月十六日を限り各自前年度平均紙幣流通額の百分五に相當する金額を醸出し大藏大臣は之を預り年百分三の利子を付す若し同盟銀行中兌換義務を履行すること能はざる者生ずる時は上記共同資金を以て其紙幣の償却に充つべし而して其償却高が共同資金中該銀行の持分に超過し之が爲め他の銀行所屬の資金を減じたる時は其減額に對し大藏大臣は同盟銀行に命じて更に年々其各自紙幣流通高の百分一以内の金額を醸出し一時之を補填せしめ後當該破産銀行の清算を待て其資産を以て之を辨償せしむ

加奈陀に於ける合同資金の制大略右の如し制定以來只二個の銀行破綻を見しのみにして未だ充分に同制の效力を試験するの機會に遭遇せずと雖も此制度は紙幣所持人をして即時其所有紙幣の償却を受け破産銀行の清算終了の期迄猶豫するの必要なからしむるを以て其結果兌換銀行券の信用を高め頗る完美なるものと稱せざるを得ざるなり宜哉現今北米合衆國に於て此制を摸倣すべしと主唱する者多く現出せしや

第七節 「カレンシー」主義及び「バンキング」主義

以上吾輩は兌換銀行券の性質效用發行及び保證物件に就て大體の説明を爲せり
今や本章を終るに臨み「カレンシー」主義及び「バンキング」主義として知らるゝ兌換
券發行に關する學說並に英米佛獨等世界中重なる諸國の兌換券制度に就て數頁
を費やし以て讀者の參考に資せんと欲す但し本節に於ては「カレンシー」主義及び
「バンキング」主義の何物たるを略説するに止め第八節に於て専ら諸國の兌換券制
度を講述すべし

凡そ社會萬般の事物利害相伴ふは數の免れざる所兌換券と雖も其行使より生ず
る利益は誠に大なりと雖も或は之を使用するにより社會の經濟を紊し幣制を攪
亂するが如き弊害生ぜざるに限らず此利害得失の輕重は古來多數學者の提起せ
し問題にして歷史上兌換銀行券制度が屢々不完全にして社會に甚しき害毒を流
せし事實は終に或一派の學者をして兌換券の利益に關する學說は悉く牽強附會

なりとの斷案を下さしむるに至りし程なりき此問題は殊に十九世紀の初半英國
に於て盛に討究せられし所にして當時學者は劃然二派に分れ一を「カレンシー」主
義派又緊縮學派レトリクと呼び他を「バンキング」主義派又膨脹學派エキパンションと稱せり而して前者に
屬する重なる學者はオバーストン卿トールレンス大佐ノルマン氏等にして後者に
屬する重なる學者はトウク、セームスウヰルソンプラートン等の諸氏なりき今兩
派の主唱する所の大要を摘録せん

「カレンシー」主義派は若し或國が一葉の兌換券だに行使せざりし時は自然に其國
内に行はるゝ賣買取引に必要な正金を吸収し其正貨流通額は必ず其社會の需
要に應じて伸縮すべきなり然而して元來貨幣が社會の需要に應じて伸縮するは
最も望まじきことに屬するが故に紙幣を發行して正貨の代用を爲さしむるに當
りては當に其紙幣の兌換を實行するを以て足れりとせず正貨流出することあら
ば之を代表する同額の兌換券回收せられ之に反して正貨流入することあらば同
額の兌換券發行せらるべき様畫策せざる可からず然らずんば正貨國外に流出す
るや紙幣忽ち其缺を補ひ國內の通貨は其需要に超過し物價は正貨の出入に伴は

す國際間貴金屬の分配は爲めに其比例を失し又國內の正貨及び紙幣は爲めに其適當なる割合を保つこと能はざるに至るべし果して然らば兌換券の發行は其發行額と同額の正貨準備を有せしめて始めて之を許すべきものにして此原則に背き少額の正貨を準備し巨額の兌換券發行を許すが如きは徒らに通貨膨脹の弊に陥り物價を騰貴せしめ終に經濟社會を紊亂するに至るべし世に所謂恐慌なるものは一に之より生ずることを忘る可からずと主張せり

George Warde Norman, Remarks on some Prevalent Errors with respect to Currency and Banking, 1898.

Samuel Jones Loyd, Thoughts on the Separation of the Departments of the Bank of England, 1844.

Sir Robert Peel, Speeches in the House of Commons, May 6th. and 9th, 1844, on the Renewal of the Bank Charter, and the State of the Law respecting Currency and Banking, 1844.

Robert Torrens, An Inquiry into the Practical Working of the Proposed Arrangements for the Renewal of the Charter of the Bank of England, and the Regulation of the Currency, etc, 1844.

「バンキング」主義派の主張する所は右カレンシー主義と正反對なり即ち第一元來兌換券の伸縮は正貨の伸縮と毫も異ならざる法則によりて支配せらるべきを以て若し其分量過多ならん乎忽ちにして兌換の請求起り正貨輸出せられ其額隨て減せざるを得ず故に需要に超過して流通するの患あることなし第二抑兌換券の

用たる克く貴金屬の不時の需要より生ずる急激なる貨幣の増減を補填するにあれば決して正貨と共に伸縮するを要せざる而已ならず總額準備法により正貨と同一に増減せしむるか如きは却て其主要なる效用を埋没するものなり加之ならず兌換券の發行は銀行より見れば常に受動的にして需要あれば發行せられ需要止めは回歸すべし故に其發行か物價騰貴及び投機取引の原因を爲すと謂はんより寧ろ其結果なりと謂はざる可からず果して然らば法律を以て之を制抑するの必要毫も之あることなしと云ふに在り

Thomas Tooke, An Inquiry into the Currency Principle, etc, 1844.

John Fullarton, Regulation of the Currencies, and the Working of the New Bank Charter Act, etc, 1844.

James Wilson, Capital, Currency and Banking, 1844, 1847.

今上記二學派の主張する所を検するに共に多少眞理なきに非れども他れも左袒すべからざる偏見に陥れる點多きを發見す以下其然る所以を論述せむ

第一、「カレンシー」派は左の諸點に於て大なる誤謬に陥れり

一、同派は世の交換の媒介物は單に正貨幣及び紙幣のみより成ると誤解し夫の最も廣く行はるゝ手形小切手帳簿上の貸借等の存在を無視せり

- 二、兌換券の主要なる效用は其自然的伸縮力を有するの點に存せり然るに「カレンシー」派は全く其效用を非認し總額準備發行法を主張せり
- 三、同派は總額準備發行法を奉ずるの結果として兌換券をして常に正貨の輸出入と共に伸縮せしめんと主張せり然れども是れ預金の正貨要求上兌換券と同一の能力を有することを忘却したる論なり總額準備の場合と雖も銀行の割引貸附を廢せざる以上は是に因りて生じたる預金に對し正貨を要求し來る時は銀行は直ちに之を支拂はざるを得ざるか故に兌換券流通高と銀行の保有する正貨の額とは常に之を同一ならしむること能はざるや明白なり
- 四、同派は恐慌は一に貨幣の膨脹より來るものと信すれども是れ恐慌の何たるを知らざるものにして甚しき謬見なり
- 第二、「バンキング」派亦左の如き誤謬に陥れり
- 一、同派の主張する第一の説は永時に亘りて論ずる時は正當なるべきも市況活潑を加へ投機熱熾に起る場合に於ては兌換券と雖も適度を超へて濫發せらるゝこと往々あるべきことを看過せり

二、第二の説は大體に於て當れりと雖も兌換券の發行を銀行の自由に放任し毫も干渉せざる時は大害を醸すことあるべきを悟らざるものなり

之を要するに「カレンシー」及び「バンキング」の兩主義は其論旨に於て正鵠を得たる點全くこれなきに非すと雖も孰れも非常の偏見に陥れる非難を免る可からず若夫れ兌換券は如何なる主義を以て之を支配するを正當となすやの問題に至つては讀者既に定論を有せん吾輩敢て茲に再論せざるなり

第八節 諸國兌換銀行券制度

現今諸國に行はるゝ兌換銀行券制度の顯著なるもの四あり第一一定額以上總額準備發行制第二比例準備發行制第三最多額制限發行制第四屈伸制限發行制是なり而して英蘭銀行は第一制を採り荷蘭銀行白耳義國立銀行西班牙銀行瑞西諸銀行米國々立銀行等は第二制を採り佛蘭西銀行の制は第三制にして獨逸帝國銀行澳太利匈牙利銀行及び我日本銀行は第四制を採れり以下順次之を説明せむ

第一、定額以上總額準備制 此制は或額を定め正貨準備を要せず公債證書其他安全なる證券を時價を以て見積り保證準備となし其定額以上の發行額に對して

は必ず總額の正金準備を命ずるものにして「カレンシー」主義に基けるものなり。此制に所謂定額とは此制を採用する國の最小流通額を意味するものにして如何なる場合と雖も紙幣流通額が其額以下に下ることなきを豫期するを云ふ故に定期までは正貨を準備するの必要なく此制の利便甚だ大なりとす然れども此制たる定額以上の兌換券を發行するには必ず正貨幣又は地金の準備を要するを以て恐慌の際信用地に墜ち大に貨幣を要するに當り銀行たる者盛に兌換券を發行して其急を救ふこと能はず却て恐慌を助成するの憾なき能はざるなり蓋し斯る場合に於ては銀行は既に法律の許す限り兌換券を發行したる際なるべきを以て其以上に之を發行するの餘力を有せざるを例とす是れ兌換券の市場の需要に應じて伸縮すべき變通の效用を没却するものにして此制の大缺點なりとす。此制の標本たる英蘭銀行の制は千八百四十四年の制定に係る所謂ピール條例なるものゝ規定する所にして同行を營業部及び發行部の二部に分ち各別に經營せしめ發行部に對して當初千四百萬磅を限り政府に對する貸上金政府發行の證券を以て保證準備となし正金を準備せしめて兌換券を發行するものとを許し尙ほ地

方に於ける紙幣發行銀行にして其發行權を棄却する時は其都度其銀行の發行制限額の三分二に相當する額を加ふことを許し其以上の發行に對しては總額の正貨準備を命ぜしものなり而して現今英蘭銀行兌換券流通總額は五千萬磅内外にして内保證準備發行定額は千八百七十七萬五千磅なり此定額は千八百五十五年より千九百〇二年に至る四十七年間前後九回に増加したるものにして尙ほ未だ地方銀行發行權の全部を消滅せしむるに至らずと雖も殘す所僅に數百萬磅あるのみミッレヤ氏は紙幣發行權を有する地方銀行にして盡く其發行權を棄却し英蘭銀行に於てこれを吸収せば同行の保證準備發行定額は大約貳千萬磅に上るべしと曰へり

(一) Clare, A Money Market Primer, p. 16.

然り而してピール氏一派の「カレンシー」主義を奉して制定せられたる右英蘭銀行法は兌換の確實を保するに於て其目的を達することを得たりと雖も前段に掲げたる此制の缺點は終に暴露せざるを得ずしてピール氏等の主唱せる兌換券の増發を止め恐慌を防遏するの計畫は豫期に反して曾に其功を奏せざりし而已なら

す千八百四十七年五十七年及び六十六年の三恐慌に際し英蘭銀行營業部の支拂準備金は極めて少額に減縮したりしかば同行は政府に請ふに行政處分を以てビール條例を中止せんことを以てし政府は止むを得ず終に之を容れ發行部をして正貨を備へず臨時保證準備發行定額を擴張し兌換券を發行することを許し以て急を救はしめたり

定額以上總額準備制の強硬に失して變通の作用を缺き兌換券の效用を没却するの缺點を有する上述の如し是を以て獨逸帝國は後年其銀行法を制定するに當りビール條例に準據して其兌換券發行を律せしが條例を中止することなくして制限外發行を爲し得るの制を採れり屈伸制限法として知らるゝ所のもの即是なり其詳細は後に之を説明すべし

第二、比例準備發行制 紙幣を發行するに當り其流通額(最高額)を制限するものあり制限せざるもありの少くとも三分一又は四分一其總額に比例して金銀貨又は地金銀の準備を要するの制之を比例準備發行制と稱す

此制亦實際に於て社會の需要に應じて兌換券の流通額を伸縮するの働きを缺く

の懜あり蓋し法律を以て準備金の割合を規定する時は銀行をして常に其法定比例に注意せしめ頗る鞏固なる制なるが如しと雖も然れども兌換券流通額一度多きに過ぐるときは兌換の請求俄かに起り法定準備動もすれば其比例を失し終に銀行をして兌換停止を行はしむるの恐なしとせず例へば流通總額に對し三分一の比例準備を要する制度なる場合に一億圓の兌換券を發行して四千萬圓の準備を有するとせんに一千萬圓の取付あるときは兌換券の流通額は減して九千萬圓となり之に對する正貨準備は三千萬圓となる即ち法定三分一なるが故に敢て差支を生せずと雖も兌換の請求愈盛にして尙其以上の取付を受くるに於ては銀行は三千萬圓の巨額なる正金を有しながら最早兌換に應ずること能はざるに至るべし然る時は世人は疑懼の念を起し先を争ふて兌換の請求及預金の取付を爲すが故に銀行は甚しく狼狽し終に閉店の悲疆に陥ることなきを保せざるが如し蓋し斯の如く兌換の請求預金の取付急なる場合に於ては經濟社會變調を呈するの日なれば銀行は宜しく大に其正貨準備を拂出し以て恐慌の襲來を防遏せざる可からず元來正貨準備を置くの要は此變通に資せんが爲めに他ならず然るに上述

の如く巨額の準備を有しながら一片の法律の存在する爲め毫も準備金の目的を盡さしめず經濟社會の調和に力を致すこと能はざらしむるは最も憾むべしとなすなり夫れ斯の如く此制は社會の需要に應じて伸縮する所謂貨幣の彈力を奪ふが故に決して善良なる制と謂ふべからざるなり尤も白耳義中央銀行の制の如く豫め法律を以て大藏大臣は必要と認むる時は法定準備の割合を低くし兌換券の發行を許すことを得と規定し置く時は變通の働きをなさしむること敢て難きに非れども斯る姑息の策は之に伴ふ弊害亦小なりとせず何となれば右の如き規定ある時は銀行は動もすれば法定比例の變更を出願し遂に其規定をして空文に歸せしむる恐あるのみならず亦た眞に法定比例の變更を要する場合に於ても或は其出願許否に多くの時間を要し機を逸するの恐なしとせざればなり是れ比例準備發行制の第一の缺點なり

比例準備發行制は右の外尙ほ二個の大缺點を有せり即ち第二の缺點は準備の比例を定むるの困難是なり抑貨幣なるものは時と所を異にするにより其流通に緩急あり展縮其度を同ふせざれば到底法律を以て準備の割合を一定すへきものに

非ず加之ならず準備の大小は大に經濟上に關係を有し若し其額寡きに失すれば銀行の位地鞏固ならず多きに過ぐれば不經濟なるを免れず故に準備の割合を定むるは極めて困難なる業なりとす

第三の缺點は恐慌襲來の兆ある時經濟社會の需要に應じて盛に兌換券を増發して金融を整理すること能はざること是なり尤も比例準備制にありては總額準備の如く其窮屈の度甚しからざれども通例恐慌の起らんとする際には既に銀行が極力其兌換券を發行し毫も餘地なき場合なるべければ其上の發行は望むべからざることに屬すと認めざるを得ず

比例準備發行制の性質及び缺點上述の如し然れども此制は現今白耳義荷蘭陀西班牙瑞西北米合衆國等の採用する所にして頗る緊要なる地位を占むるものなり是等の諸國は或は兌換券流通最多額の制限を置き或は毫も制限を設けず又正貨準備の割合を律するに當り兌換券のみに對して定むるあり或は兌換券及び預金の合計額に對して定むるあり其揆を一にせずと雖も其比例準備制を固守する點に於ては同一なり

今此制の標本として左に白耳義銀行荷蘭銀行及び米國々立銀行の制を畧述せむ
 一、白耳義 現今白耳義國に於て兌換券發行權を有する銀行は唯白耳義國立銀
 行のみなり同國の制は其發行總額に關しては何等の制限を設けざれども兌換券
 の流通額及び其他の要求拂債務の總額に對して必ず其三分一以上の正貨を準備
 すべきことを命せり然れども大藏大臣に於て必要と認め許可を與ふるに於ては
 此比例を顧みず法定以下の正貨準備を以て兌換券を發行することを得るものと
 せり

白耳義國立銀行の制は比例準備制にして學理上數多の缺點を有し且つ其兌換券
 に對して實際保有する正貨の割合は他の歐洲大陸諸國に於ける中央銀行に比し
 て讓色なき能はずと雖も同行の發行に係る兌換券は克く其價格を保ち未だ曾て
 兌換の實を失ひしことなし蓋し其然る所以のものは同行か正貨準備と相並て多
 額の短期金貨拂外國手形を所持するに因らすんは非ず同行の保有する正貨及び
 外國手形の合計は其兌換券流通額に比し約百分五十に達せり亦其潤澤なるを知
 るべきなり然り而して右の外兌換券及び當座預金の引當とすべき所謂保證物件

は商業手形其他容易に正貨に引換へ得べき有價物件を以て成れり

二、荷蘭 荷蘭の制亦白耳義の制に酷似たり即ちチゼルラント銀行は事實上兌
 換券發行權を獨占し現今其發行總額に關して毫も制限を置かず正貨準備の割合
 は兌換券當座預金及び送金小切手代金の合計即ち銀行の要求次第支拂ふべき債
 務の全體に對して百分四十以上にして其殘餘の流通額に對しては商業手形並に
 擔保付貸附を以て保證すべき制なり

チゼルラント銀行の制亦た比例準備制なるが故に該制固有の缺點を免る能はず
 と雖も同行の正貨保有高常に潤澤なりしを以て千八百六十四年現制確立以降今
 日に至るまで數回の大恐慌に遭遇せしにも拘らず克く其兌換を維持することを
 得たるは頗る稱揚すべきことなりとす

三、北米合衆國 米國々立銀行の制は千八百六十三年同條例制定以來幾多の變
 遷を経しも千八百七十四年迄は純然たる比例準備發行制なりしが七十四年準備
 制の改正以來十種變則の制と化せり今左に之を略述せん

先づ發行の方法より述べんに發行の方法は條例の制定以來千九百年まで著しき

改正を見ざりき即ち米國に於ける國立銀行は皆同條例を遵奉して兌換券を發行するの權を有し千九百年三月同條例の改正までは合衆國政府の記名公債を大藏省に預け入れ「コムトラ」官より其時價の百分九十に相當する兌換券を申受け之を發行することを許されしものなり但し其時價額面以上なる時は額面の百分九十を以て制限とし且つ其總額は如何なる場合に於ても銀行の拂込資本額の百分九十を超ゆることを得ざりき然るに此制は通貨の需要俄かに増加することあるも兌換券を増發して之れに應ずること能はず隨て兌換券の最大效用たる變通伸縮の作用を奪ひ近來米國商工業の發展と共に大に通貨を要するに至りしも兌換券之に應じて増殖せざりし而已ならず却て比年公債の價格騰貴の結果として銀行は兌換券の保證として公債證書を預け入るゝよりも寧ろ之を賣却し兌換券の發行を縮減するを以て利益とするに至りしを以て兌換券の流通額愈々萎縮せんとする傾向を見たり是に於て乎千九百年條例の改正あり同年三月一日より之を實施し各銀行兌換券の發行額を其預け入るゝ公債證書の額面價格とし且つ其總額を改正して拂込資本額と同一たるを得せしめ之に加ふるに二分利公債を

以て預け入るを許し發行額に對する稅率を低減し以て國立銀行の新設及び兌換券の發行を促したり³

(1) See Bankers' Magazine (New York), vol. LXI, 1900.

次に正貨準備制の變遷を述べ千八百七十四年までは國立銀行の兌換券は其發行銀行に於て何時にても其兌換に應ずべきは勿論又法定の大市街に代理兌換所なるものを設け支拂準備の割合は兌換券流通高及び預金の合計に對し發行銀行の所在地により百分十五以上若くは百分二十五以上たるべき制なりしが同年六月右代理兌換の制を廢し同時に前記法定準備金を以て専ら預金に對する支拂準備金となし兌換券の償却資金としては只其發行額の百分五に相當する法貨を大藏省に預け入れ以て同省に於て行ふ所の國立銀行破損紙幣償却に資する外何等の規定を設けず主として發行銀行の自由に一任せり加之ならず右百分五の法貨も亦預金に對する法定準備金の一部と見做すことを許せり由是觀之米國々立銀行兌換券準備制度は當初純然たる比例準備法なりしが現今に於ては一種變則の制なりと謂はざるを得ずして其引換準備は主として公債證書に據るものと推定

するの外なく自然事あるの日に於ては到底大藏省に預け入れたる夫の百分五の法貨を以て足るべくもあらず大藏省は其保管せる公債證書を賣却して兌換に應ぜざるを得ざるなり然るに公債證書の如きは非常の場合に於ては容易に賣却し得べきものに非ず良し賣却し得るとするも其價格の暴落を免れざるが故に此制度は必しも良好なるものに非るなり現今米國々立銀行の多くは幸にして巨額の準備金を所有し頗る鞏固なりと雖も中に或は不確實なるもの往々あり一旦事を誤るに於ては累を全體に及ぼし經濟社會を攪亂するの虞なしとせざるなり

第三、最多額制限發行制、兌換券發行の最多額を定め其額を超過するを許さずと雖も正貨準備の割合は之を發行者の自由に放任するの制之を最多額制限發行制と云ふ此制の利益とする所は兌換券發行の最高額を律し以て其濫發を防ぐに在り抑々紙幣濫發の害は實に甚しきものにして物價爲めに暴騰し投機事業爲めに勃興し外國貿易は其權衡を失ひ正貨國外に流出し經濟社會を害すること蓋し之より大なるものなからん尤も兌換券にありては不換紙幣と其趣を異にし自然伸縮力を有するを以て其害毒も一時に止まるものなれども其一時に及ぼす所の

害尙は眞に小ならざるなり然るに其發行額に制限を置くときは其災を未然に防ぐことを得べし是れ此制の利益なりとす然りと雖も此制は兌換券の最大效用たる經濟社會の需要に應じて伸縮するの作用を鈍むるの缺點を有するを以て決して完備せる制と謂ふ可からず蓋し其發行制限餘りに高きに過ぐる時は其結果は毫も制限なきと一般なり又其制限餘りに低きに失する時は市場一旦急を告ぐるに中り盛に兌換券を供給して之を救済すること能はざるなり

右の外最多額制限發行制の缺點尙は一あり準備金に對し何等の規定を設けざる事是なり準備金は成るべく之を小にし發行額は成るべく之を大にするは以て發行者の利益を増長する所以なれば此制の如く準備金に關し毫も制限を設けず之を銀行者の自由に任ずるに於ては發行者たる者時に或は安全の疆界を超へて準備金を減縮することなきを保す可からず斯の如くなる時は其危険決して小なりと謂ふべからざるなり

最多額制限發行制の適例之を佛蘭西銀行の制となす佛蘭西銀行は千八百年の創立に係り最初より兌換券發行の權を付與せられ千八百十七年より三十八年に至

る間に兌換券發行銀行の地方に起りしもの九行の多きに及びしが四十八年の革命及び恐慌に際し相率て窮境に陥り遂に佛蘭西銀行に合併して其支店となれり爾來佛蘭西銀行は兌換券發行の權を獨占し從來其發行最多額の制限三億五千萬法なりしが右地方銀行合併と共に大に之を擴張し四十九年末五億二千六百萬法に増加し其後七回の制限擴張あり千八百九十七年十二月終に其制限額を五十億法となせり是れ現今の制なり然り而して佛蘭西銀行は初より正貨準備に關して毫も法律上の制肘を受けず只其事務規程に於て兌換券の發行額は正貨并に割引手形の現在額と相當の權衡を保ち以て兌換に故障なからしむべしと規定したるに過ぎざりしが始終克く着實なる方針を採るに務め未だ曾て其經營を誤りしことなし千八百四十八年及び七十年の兩度會々政治上の騷亂の爲め兌換券の引換を停止したれども何れも久しからずして恢復するを得たり現今に於ては其正貨準備の如き他國諸銀行の遠く及ばざる所にして千九百〇二年十一月二十日の報告に據れば其額實に三十六億法許にして當時兌換券發行額の八割強に當れり又同行の保證準備に供する商業手形は三ヶ月以内の短期手形にして而かも三個以

上の署名あるを要するが故に最も確實なりとす元來最多額制限發行制は前述の如く理論上決して善良なる制に非れども佛蘭西銀行の如く鞏固着實なる方針を以て經營するに於ては實際上毫も其弱點を見ざるなり蓋し兌換券兌換の確否は其制度の優劣に依るよりも寧ろ發行者の施政方針の如何に依りて決せらるゝものと知るべし

第四、**屈伸制限發行制** 兌換券を發行するに當り平時は定額以上總額準備法に據らしめ一朝事あるに於ては相當の税を政府に納め制限以外の兌換券を發行することを得せしむるもの之を屈伸制限發行制と云ふ此制は前掲諸制の缺點たる所を補ふものにして現今最良の制度なりとす獨逸奧地利匈牙利及び我日本の制即是なり英國に於ても夙に此制を採らんと主張せし者あり千八百七十三年即ち獨逸に於て始めて此制を採用せし時に先づこと二年英國の出納局長ロバートロ
川脚は一法案を議會に提出して盛に此制の利益を唱道したりしが終に採用せられずして止めり

獨逸帝國銀行は千八百七十五年普魯西銀行を改稱したるものにして其兌換券發

行の制は同年の制定に係る銀行法に基けるものなり當時同法により兌換券發行の權を與へられたる銀行は帝國銀行の外三十二行ありしが若し中途にして兌換券發行權を棄却する者ある時は其都度其發行額を帝國銀行に付與することと定めたり而して同法は是等の諸銀行の發行し得べき兌換券の總額に關しては毫も制限を設けずと雖も正貨を準備せず所謂保證準備を以て發行し得べき總額を三億八千五百萬馬克とし其内二億五千萬馬克を帝國銀行に其餘を他の三十二銀行に配分し此定額以上の發行に對しては必ず同額の正貨を備ふべきことを命し若し必要に應し此正貨を準備せずして尙右制限以上の發行を要するに於ては其超過額に對して年五分の税を帝國政府に上納すべきものとせり

右の外同法は從來獨逸諸聯邦中に行はれたる比例準備制を加味し帝國銀行を始め兌換券を發行する銀行は皆其發行せる兌換券の總額に對して少くとも其三分之一に相當する正貨を保有すべきことを命せり而して其殘餘の所謂保證準備の内容は支拂期限三ヶ月以内にして通常三名少くとも二名の確乎たる署名を有する商業手形たるべきものとせり

右は千八百七十五年獨乙兌換銀行法の大要なり爾來兌換券發行銀行の多數は其發行權を棄却したるを以て帝國銀行保證準備發行制限は次第に擴張せられ千八百九十九年に至り銀行法の改正あり其制限更に擴張せられ終に四億五千萬馬克の巨額となれり

澳太利に於ては千八百六十三年英蘭銀行の制に倣ひ定額以上總額準備法を以て澳太利銀行の兌換券發行を律し商業手形其他有價證券を以て保證準備とし其定額を二億「フローン」を爲せしが同制の變通作用を闕ける結果として千八百六十六年及び七十三年の兩恐慌に際し一時其制限を破るの止むを得ざるに至れり千八百七十八年澳太利銀行廢せられ澳太利匈牙利銀行之に代り千八百八十七年に至り兌換券發行制を改正して獨乙の制に倣ひ五分稅付屈伸制限法を採用したり然り而して其保證準備制限額は依然二億「フローン」を墨守し正貨準備は流通總額に對し百分四十の比例を有せしめ千八百六十八年の勅令に基き金貨拂外國手形を以て其一部と見做すことを承認せり

我日本銀行の兌換券發行に關する規定亦た獨逸の制に模倣したるものなり然れ

ども日本銀行の制は其創立の當時に於ては大に獨逸法と異なり現今と雖も全然之と同一なりと謂ふ可からず今左に其沿革の大略を述べ以て彼我の差異を明かにせむ

日本銀行は明治十五年六月第三十二號布告に準據して設立せられたり而して其目的は同行をして兌換券の發行を獨占せしめ當時世上に流通せる國立銀行紙幣及び政府發行の不換紙幣を償却し以て兌換の制を確立するに在りしと雖も當時是等紙幣の價格大に下落せるを以て日本銀行券の發行を差控へ明治十七年五月不換紙幣の整理其端緒を開き其價格漸く恢復するに及んで始めて兌換銀行條例を發布し日本銀行をして其兌換券を發行せしめたり而して其正貨準備に關しては同條例第二條の規定せし所にして其制頗る簡短なりき曰く「日本銀行は兌換券發行高に對し相當の銀貨を置き其引換準備に充つべし」と爾來日本銀行兌換券の流通漸く増加し政府紙幣及び國立銀行紙幣の償却益々行はるゝに及び明治二十一年勅令第五十九號を以て獨逸法に則り兌換銀行券條例を改正し以て現行制度の基礎を樹てり故に日本銀行の制は初めより獨逸制に倣ひしものに非るや明か

なりとす

改正條例は兌換券發行の方法を其第二條に規定せり曰く

『日本銀行は兌換銀行券發行高に對し同額の金銀貨及地金銀を置き其引換準備に充つべし』

『日本銀行は前項の外特に七千萬圓を限り政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得但本項七千萬圓の内二千七百萬圓は明治二十二年一月一日以降に係る銀行紙幣の消却高を限とし漸次發行するものとす』

『日本銀行は市場の景況に由り流通貨幣の増加を必要と認むるときは大藏大臣の許可を得て前二項發行高の外更に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券若くは商業手形を保證とし兌換銀行券を發行することを得此場合に於ては其發行高に對し一個年百分五を下らざる割合を以て發行税を納むべし但其割合は其時々大藏大臣之を定む』

『日本銀行は政府發行紙幣消却の爲め二千二百萬圓を限り一個年利子百分の二

の割合を以て政府に貸付すべきものとす但明治三十一年以降は無利子たるべし

『前項貸付金の償還年限及毎年償還金額は大藏大臣之を定む』

此規程に依りて之を觀るに日本銀行兌換券發行制度は總額正貨準備法を以て原則とし特に一定の制限額を設けて保證準備の發行を認め更に必要なる場合に於ては制限外發行を許すものにして前掲獨逸の制に酷似するものなり然り而して其保證準備發行額は爾來二回の擴張を見たり即ち當初七千萬圓なりしが二十三年五月勅令を以て一千五百萬圓を増加し總額八千五百萬圓となし三十二年三月議會の協賛を経て更ニ三千五百萬圓を増加し總額を一億二千萬圓と改めたり是れ現今の制なり

今日本銀行の制と獨逸の制とを對照して彼我の差異を究むるに其異なる點三あるを發見す左の如し

一、獨逸の制にありては兌換券の發行額に對し少くとも三分の一の正貨準備を要し所謂比例準備法を加味すれども我日本銀行の制には斯る規定なし

二、獨逸の制にありては保證準備としては確實なる短期商業手形のみを用ゆれども日本銀行の制にありては商業手形以外に政府發行の公債證書大藏省證券其他確實なる證券を用ゆ

三、獨逸の制にありては制限外發行額に對する税は年五分と定むれども我邦の制にありては其最低率を年五分とし其割合は時宜に應じて大藏大臣之を定むることとせり

今右差異の點に就き彼我の優劣を比較するに第一及び第三の點に於ては我彼に優り第二の點に於ては彼我に一步を贏すものゝ如し抑々比例準備法の不可なる所以は今之を再論するの必要を見ず中央銀行たる者は平素充分の正貨を貯へ兌換制度の鞏固を保證するの責任を有するものなるが故に強て比例準備の制を立て其應急の働きを妨ぐるは決して策の得たるものと謂ふ可からざるなり又制限外發行に對し課税を要する所以のものは市場金融逼迫を告げ利率暴騰せんとするに際し其急を救ふを得せしむると同時に平時濫發の弊を豫防するの主意に出づるものに外ならず然るに獨逸法の如く之を一定するに於ては其率低きに失す

れば平時に於ても尙制限外発行を見ることなしとせず其率高きに過ぐれば金利暴騰の後に非れば其発行を見ること能はず隨て機を制するの能を缺けり故に其税率は法律を以て之を確定せず我制の如く臨機應變の處置を爲すの餘地あらしむるを以て優れりとす保證準備として商業手形公債證書孰れか優るやに就ては既に本章第五節に之を詳論せしを以て茲に之を贅せず然れども我邦の如く商業未だ充分に發達せず手形の供給大ならざる邦國にありては公債證書の類を以て保證準備となすを許し以て其缺を補ふの必要あるを奈何せん

今や本章を終るに臨み參考の爲め最近倫敦銀行雜誌及び紐育銀行雜誌の載する所に基き歐米諸大國の重なる銀行の景況を示せば左の如し

英蘭銀行發行部	一九〇二年十一月十九日	兌換券發行高	公債證書	其他の證券	金貨及金塊
		四九,〇九五〇	一一〇,五二〇	七,一五九,九〇〇	三〇八,六四,五三〇
同 行 營 業 部	全 年 全 月 全 日	資 本 金	積 立 金	政 府 預 金	負 債
		一四,五五三,〇〇〇	三,二二一,三一八	一〇,七二九,七六一	資 産
		公債證書	其他の證券	兌換券	公債證書
		一七,五二二,四五七	二六,八九六,四八八	二〇,二九二,七四五	其他の證券
		兌換券	兌換券		兌換券
		六六,八九九,二八二	六六,八九九,二八二		六六,八九九,二八二

佛蘭西銀行	全 年 十 一 月 二 十 日	金 在 高	銀 在 高	手 形	兌換券流通高	公 預 金	私 預 金
		一〇一,五〇〇,〇〇〇	四四,〇〇〇,〇〇〇	二六,七〇〇,〇〇〇	一六九,八〇〇,〇〇〇	七八〇,〇〇〇	二〇,七〇〇,〇〇〇
獨逸帝國銀行	全 年 十 一 月 十 五 日	現 金 在 高	割 引	貸 附	兌換券	預 金	
		四四,一六三,〇〇〇	三九,九九一,〇〇〇	三三,九二〇,〇〇〇	六二,六五〇,〇〇〇	二四,三五〇,〇〇〇	
澳利匈牙利銀行	全 年 十 一 月 十 五 日	金 在 高	銀 在 高	割引貸附其他	兌換券流通高		
		四六,三四四,〇〇〇	三二,五九〇,〇〇〇	一六,三〇八,〇〇〇	六五,四二九,〇〇〇		
白耳義國立銀行	一 九 〇 一 年 十 二 月 三 十 一 日	金貨金塊	五法銀貨	分割貨幣及補助貨	當座預金	兌換券流通高	(一九〇一年)
		三,四四八,〇〇〇	八三七,〇〇〇	三六一,〇〇〇	三五八,〇〇〇	三,九七〇,〇〇〇	(一九〇一年平均)
米國々立銀行 (行數四,六〇二)	一 九 〇 二 年 九 月 十 五 日						

貸出金(割引貸附)	三,二八〇,二七,四八〇	拂込資本金	七〇五,五三五,四一七
當座貸越	三四,一一一,五五二	積立金	三二六,三九三,九五三
資 産		負 債	
其他の預金	三八,二三三,〇三三	公債證書	一七,五二二,四五七
支拂手形	一七二,一六九	其他の證券	二六,八九六,四八八
計	六六,八九九,二八二	兌換券	二〇,二九二,七四五
		金 銀 貨	二,一九一,五九二
		計	六六,八九九,二八二

兌換券保證公債證書	三二四、二五三、七六〇	配當せざる利益金	一六九、二一六、五一二
政府預金保證公債證書	一二四、六八五、一五〇	兌換券發行高	三一七、九九一、八〇九
公債證書所有高	八、〇〇八、一〇〇	州立銀行券發行高	四二、七八一
公債證書打歩	一二、二一八、三四七	國立銀行より借	六四八、八八五、五三〇
地方債株券社債券等	四九三、一〇九、七二六	州立其他銀行より借	二八五、三二一、五二九
其他の不動産	九二、六五二、二六八	信託會社貯蓄銀行より借	二三五、二二〇、六〇八
國立銀行へ貸	二一、五五八、九八九	公許準備代理店より借	三一、〇一三、五六四
州立其他銀行へ貸	二六四、六一六、一九五	配當未拂高	九六八、五五九
公許準備預金	八九、九九三、五一七	個人預金	三、二〇九、二七三、八九三
收入印紙有高	四六五、六四〇、五七八	政府預金	一一七、〇九七、七六九
小切手其他要求拂手形	二八六、五八七	支拂局預金	六、八四六、〇三三
交換所へ持出手形	二四、五〇一、一〇七	再割引手形	九、〇四一、〇八〇
國立銀行紙幣	三二七、七六二、五八一	支拂手形	二四、八五九、八〇七
補助貨幣	二二、八六一、八七三	其他の負債	二六、三二〇、〇六〇
正貨幣	一、三七八、二九六		
法貨紙幣	三六六、二二六、一一〇		
五分償却資金	一四二、七五七、六一八		
大藏省へ貸	一五、七九九、六七八		
	二、三六九、三八三		
合計	六、一三三、九二八、九二二	合計	六、一三三、九二八、九二二

又明治三十五年十二月二十九日より同三十一日に至る我日本銀行兌換券平均發行高并に同三十一日現在の同行營業部の報告は左の如し

明治卅五年十二月廿九日—三十一日兌換券平均發行高	三〇、八〇、三三二	明治卅五年十二月卅一日現在營業部報告	三〇、八〇、三三二
兌換銀行券發行高	三〇、八〇、三三二	負債の部	三〇、八〇、三三二
制限超過高	二、〇、三三二	株	三〇、〇〇〇、〇〇〇
		積立金其他株主に屬する勘定	一、三、八〇三
		兌換銀行券	三三、〇、三三二
		政府預金	一、三、三、三三〇
		預金	四、二、七、一七〇
		爲替	八、三、三
		總計	三三、〇、三三二
		資産の部	三三、〇、三三二
		割引手形	三、七、七、〇三
		外國割引手形	三、七、七、〇三
		政府貸出金	三、〇〇〇、〇〇〇
		貸出金	三、〇、八、一一一
		爲替	二、三、〇、〇三
		公債證書	四、七、七、七、五五
		所有物	二、七、一、一、七
		通貨及地金銀	一〇、三、三、三三二
		總計	三三、〇、三三二

本節參考書
 A History of Banking in All Leading Nations, 4 vols.
 Charles A. Conant, A History of Modern Banks of Issue.
 Octave Noel, Les Banques d'Emission en Europe.
 Conrad, Lexis, Elster, u. Loening, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, "Banken."

第八章 銀行附隨の業務

以上吾輩は第一章より第七章に至る諸章に於て銀行業務の概要を説述したりと雖も銀行附隨の業務を説かざれば未だ以て盡せりと謂ふ可からず是れ本章を設くる所以なり銀行附隨の業務とは必しも銀行に於て營まざるを得ざる性質のものに非れども通例若くは往々銀行の従事する所にして預金割引貸附若くは兌換券發行と共に大に公衆に利益を與ふるものなり而して其重なるもの之を爲替保護預り代金取立及び華主の爲めにする證券の賣買とす以下順次其大要を説述せむ

第一節 爲替

送金爲替事務は歴史上より謂へば銀行の主要なる業務の一にして決して附隨の業として目すべきものに非ざれども現世にありては外國爲替の外之を銀行の本業と云ふ可からず而して外國爲替と雖も外國と取引する特種銀行の專業とする所にして一般銀行の營まざるを得ざる所に非ざれば茲に爲替を銀行附隨業務の一として説くを以て不當に非すと信ず

爲替と云ふ文辭は世上種々の意義を以て用ゐられ或は爲換手形と云ふ義に用ゐられ或は爲換相場を意味することあり又或は二地方間の貸借を指すことありと雖も本來債權債務を決済するに當り自己に對して債務を負ふ者に命じて其金額を自己の債權者に支拂はしむる方法を云ふ故に敢て地域の異同場所の遠近を問ふものにあらずと雖も通例土地を異にする者の間に行はるゝものを意味す而して爲替は爲換手形を用ゐて之を行ふを常とす

爲替に内國爲替及び外國爲替の二別あり前者は内國の地方間に行はるゝものにして例へば東京の甲某大阪の乙某より或商品を買入れ其代金を支拂ふに當り豫て大阪丙某へ積送りたる商品の代金を以て丙某に命じて乙某に支拂はしめんが爲め丙某宛の爲替手形を作成し之を乙某に送付し支拂を受けしむるが如し然れども甲某が大阪の丙某に對し債權を有せざる時に於ても爲替行はれざるに非ず即ち若し大阪の丙某東京の甲某より商品の積送りを受くる代りに東京の丁某より之が積送を受けたる時は丁は丙に宛てたる手形を振出し甲之を買ひ乙に送付

し丙より支拂を受けしむるか又は大阪の乙が東京の甲へ宛て手形を振出し之を丙に賣り丙之を丁に送り甲より支拂を受けしむるか二者孰れの方法に依るも兩地間に現金を動かさずして爲替の方法により相互の貸借決済せらるゝが如し以上は説明の便を計り甲は丁を知り乙亦丙を識り且つ其間の貸借皆其金額を同ふし而かも同時に決済せらるべき場合を想像したれども實際に於ては斯る場合は最も稀にして多くは當事者互に相識らず且つ其貸借の金額期限同一ならざるものとす去れば手形賣買の爲め或場所を定め時を刻して相會し得べしとするも其供給手形と需要手形と相投合せざるを奈何せん是に於て乎手形の賣手よりは其金額の大小に拘らず常に之を買ひ買手に對しては其望む所の手形を供給するを以て業とする者を要するに至る銀行は即ち此爲替賣買の機關たるものにして各地に支店若くは「コルレス」を有し其買入れたる手形は之を其支拂地の支店又は「コルレス」に送り代金を取立てしめ賣出したる手形に對しては夫々其支拂地の支店又は「コルレス」をして支拂はしめ一定の期に於て本支店若くは「コル」レス」との間の貸借を決算するものなり然り而して爲換業務の銀行に與ふる利益

亦決して小なりとせず蓋し銀行の爲替業務は他所拂手形の賣買を爲すに依りて成立するものにして手形の買入は即ち他所拂割引なるを以て銀行利潤の源たるや論を俟たず又手形の賣出にありては其代金支拂はるゝ迄は無利息を以て資金を使用するを得るが故に是亦た利潤を生ずべきものなるや明かなり爲替機關としての銀行の用及び爲替事務の銀行に與る利益大略右述べしが如し而して銀行の爲替事務に従事するによりて社會に與る效益は之を要言すれば大に貨幣の用を省畧し社會をして其獲得上費やさゝるを得ざる資本勞力を節せしめ又貨幣の輸送費荷造賃輸送中の利息危険を除くことを得せしむるの點に存せり皮相の見を以てすれば國內各地の貸借は常に平均するものに非ず隨て若し二地方間の爲替常に片爲替となるに於ては一方より必ず貨幣の現送を要する道理なるが故に斯る場合に於ては借方地方の銀行は全く手形の賣出を謝絶すべく隨て爲替事務の利便亦甚だ薄弱なるを免れざるが如しと雖も斯の如きは亦之を救正するの策なきに非ず即ち相殺法により貸借平均を失へる各地方を連絡して其振合を付け以て出來得る限り正金現送を避くるに在り例へば甲地が乙地に對し

常に借方の位地に在り丙地に對しては貸方の位地に立つ場合に丙地と乙地との關係は丙常に貸方なるに於ては甲乙丙三地の銀行が其貸借を相殺して現金輸送を避くるが如し之を要するに銀行が爲替機關たるに於ては可成的貨幣の用を省くことを努むるものにして各地貸借相殺の振合を盡し尙ほ止むを得ざる場合に於て始めて貨幣現送の手段に出づるものとす夫の銀行が手形賣出に際し多額の爲替料を徴し又其買入に對して打歩を與ふるが如きことあるは全く相殺の振合付かず若くは既に之を爲し盡し結局貨幣現送を爲さざる場合に起る現象なりとす果して然らば銀行の爲替業務の社會に與ふる利便は甚だ大なりと謂はざるを得ざるなり

然りと雖も近來銀行業の進歩は大に内國爲替の緊要の度を減縮し之をして一の附隨業務たらしむるに至れり是れ頗る注意すべき事項なり蓋し近年に於ては内國各地間に行はるゝ貸借は銀行本支店間の振替シロフェルケール若くは手形交換法を以て決済することを得るが故に爲替手形を用ゆるの必要大に減じたるなり即ち例之ば銀行本店の華主と其支店の華主との間若くは一支店の華主と他の

支店の華主との間に債務の決済を要する場合に於ては一方の帳簿面に於て支拂人たる華主の預金中より其金額を控除し同時に他の一方に於て同額を受取人たる華主の預金中に加ふれば可なり又本支店の關係なく全く特立せる銀行を有する地方間に於ける送金の場合に於ては送金者は自己の取引せる銀行に宛て小切手を振出し之を債權者に送付すれば其受取人たる債權者は又之を自己の取引銀行に送り其預金中に編入せんことを請求すべし銀行は通例他行宛の小切手を正金と見做して受取るが故に右預入れと同時に之を華主の預金中に繰入れ即日若くは翌朝他の小切手と共に之を交換所に持出し振宛銀行の交換代理者たる組合銀行に差付け支拂を受くるが如し

以上は内國爲替に就き其大體を説明したるものなり外國爲替も其原則に至りては毫も之と異なることなく亦た銀行の媒介を俟て初めて完全に行はるものなりと雖も内國爲替に比し多少複雑せるものあるを以て左に之を別論し併せて内國爲替の下に説かさりし所を補はんと欲す

外國爲換を説明するには之を理論及び實務の二項に分つて講述するを便とす以

下其區別に従て之を説かん

第一項 外國爲換の理論

内國爲替は交通の頻繁なる内地々方間に行はるゝものなるが故に其起る原因は千差萬別到底枚擧に遑あらずと雖も外國爲替の原因も亦決して單純なるものに非ず皮相の見を以てすれば國際の貸借は専ら商品の輸出入のみより起るが如く見ゆれども商品の輸出入は單に其一因たるに過ぎず株式公債の賣買國債社債の募集元利償還償金貢金公私事業の爲めに海外に在留する者の滞在費在外軍艦の費用滞在人より本國への送金其他運賃諸種の利益手数料等皆總て國際貸借の原因を爲すものにして巨細に數へ來らば其幾十種あるを知る可からず果して然らば國際貸借の額を知らんと欲せば獨り商品輸出入のみに注意せず其他種々の事項を算入すべきことを忘る可からず然らずんば外國爲替上の現象は之を理解すること能はざる可し

國際の貸借を支拂ふには正金を輸送する代りに爲換手形を以てすること内國爲替に於ける場合と異なることなし然れども外國爲替にありては内國に於けるが

如く廣く小切手を代用すること能はず蓋し國を異にする時は手形交換所の如き機關を利用するを得ず小切手の用隨て小なればなり又本支店間に於ける帳簿上の振替も之を爲すこと困難なるを以て充分に行ひ得へきに非ず然り而して手形の振出は内國爲替の場合に述べしが如く互に貸借の關係ある兩國の孰れが一方に於てのみ之を爲すと雙方に於てするとの二法あり例へば今甲乙二國の貸借の關係甲國貸九千萬圓借一億圓にして乙國貸一億圓借九千萬圓と假想するとき甲乙何れか一方より九千萬圓の手形を振出し甲國より殘一千萬圓の正金を輸送するか若くは九千萬圓に對し或割合を以て雙方より手形を振出し甲國より一千万圓の正金輸送を爲すかの二法あるが如し實際上に於ては一方のみ手形を振出し他の一方は一葉たに之を振出さるが如きはあり得べからざる所なれども其雙方より振出す割合に差あるを免れず殊に英國の如きは他國に向て手形を振出すこと稀にして他國をして英國に向て振出さしむること多し

クレイ氏は此現象に解釋を下して曰く蓋し英國商業の巨大なること同國貨幣制度確立して同國宛手形の相場は異動小なること同國宛の手形は必ず金貨を以て支拂はるることの確かなること信用ある商人は倫敦にて融通を受くること容易なること及び同國は外寇の虞少なきこと等の諸原因は

既に倫敦をして世界の交換所たらしめ世界何れの國にありても常に倫敦宛の手形の需要あり隨て相當の相場を以て賣却すること容易なるを以て外國の輸出業者は好んで倫敦宛の手形を振出すなり加之ならず手形を振出す時は之を賣却して直ちに現金を得べきを以て彼等は倫敦の輸入業者より送金を待つよりも寧ろ自ら進んで手形を振出す方金融上利便多しと信ぜり又外國の輸入業者も座ながら倫敦振出の手形を引受くるよりも自己の市場に於て倫敦宛の手形を買入れ之を倫敦輸出業者に送付する時は爲替相場の押合より幾分が自己に利益の價を以て債務を支拂ふとを得べきを以て手形を買ひ之を送付するを望むもの、如し尤も英國の商人も亦外國の商人と同一の事情の下にある時は決して外國商人の爲すが儘に放任するの理由なく自ら進んで手形を振出すべきや明かなれども彼等が敢て此舉に出でざる所以のものは畢竟受働的態度を採る方彼等に取好都合なる理由の存すればなり即ち英國の輸出業者の多くは手形の振出は爲換相場に就き特別の智識を要し且つ頗る煩しきことなるが故に輸出品の價格は之を英貨を以て計算し英貨を以て表示せられたる手形を以て外國より送金を受くる方便利なりと信ずること同時に同國の輸入業者も亦如何なる場所に於て如何なる方法を以て手形を買入るべきやを究めず隨て自ら之を買ふて送金するよりも寧ろ外國手形の引受を希望するもの、如し是れ外國爲替上自然英國が常に受働的態度に出づる所以にして又外國爲替の賣買が英國銀行者の爲め重視せられざる理由なりと云々

Clare, The A B C of the Foreign Exchanges, III, pp. 12-13.

以上述べし所は直接に債主が負債主に對し爲替手形を振出す場合なれば其取引の方法極めて簡明にして容易に了解し得べしと雖も外國爲替手形の種類は獨り直接手形のみならず或は間接に發行せらるるもの或は實際の取引を表せざるものありて甚だ複雑せり請ふ以下少しく是等諸種の手形に就て説明せん

一、間接に行はるゝ手形とは國際貸借上借國と貸國との取引頻繁ならざる爲めか若くは其他の事情により貸國より借國に對して直接に振出されたる手形の需要なき時に起るものにして第三國に宛てゝ手形を振出し第三國をして爲換支拂の媒介者たらしむるものなり例へば支那より米國に茶を積出すに當り支那の輸出商は直接に米國に向けて手形を振出さず倫敦宛の手形を作成して之を賣り倫敦の名宛人をして其代金を支拂はしめ後米國より之が辨濟を受けしむるが如し支那は其國産たる茶及び生絲を盛に英米二國に輸出せり然るに支那が英國より輸入する所の銀塊木綿機械製造品其他の價額は非常に巨額にして茶及び生絲の輸出額を以て差引を立つ可からず之に反して米國に對しては常に賣勝となりて其輸出は輸入に比して遙かに大なるを常態とせり此場合に於て支那の輸出商は米國に宛てたる手形を振出すも之を需要する者甚だ少なきを以て變つて英國宛の手形と爲し以て英國に義務を負へる輸入商に賣るべし斯の如くすれば則ち間接手形なるものを生じ結局支那の米國に對して有する債權を英國に移轉するごとくなるなり而して英米間の取引は頗る頻繁にして米國は常に英國に對して賣

勝なるが故に米國に於ける支那茶及び生絲の輸入商は自國の市場に於て英國宛の手形を買入れ之を己れの爲めに支那手形を支拂ひ呉れたる英國の債權者に送付し以て決算を爲すは頗る容易にして且つ利益なるべし是れ間接手形の起る所以なりとす

Goschen, The Theory of the Foreign Exchanges, 6th edition, Ch. III, pp. 30-31.

英國の如き世界諸國何れの國とも汎く通商貿易を爲す邦國に向て間接手形の起るは常に右述べたる場合のみに限らず亦た毫も英國に關係なく他の國々の間に次の如き貸借起るときにも發生す即ち例へば甲國が商品乙國より輸入し自國の産物を丙國へ輸出して乙丙二國間に毫も交通なしと假想する時は甲は丙へ宛てたる爲換手形を以て乙へ支拂ふこと能はずして此三國の間互に正金を輸送して以て貸借を決済せざるを得ざるなり然るに今此三國共に英國と貿易を爲すとせん乎左証の二法中孰れに従ふも克く正金輸送の不經濟を避け得べきなり即ち甲は英國宛の手形を振出して乙に支拂ひ丙亦た英國宛の手形を作り甲に支拂ふか若くは丙は其英國宛の手形を甲へ送付し甲之を乙へ轉送し乙をして英國より

支拂を受けしむるか二者孰れかに依るものなり蓋し英國は世界諸國到る所と通商貿易を爲すを以て英國を媒介して開接手形を行ふは諸國の大に便利とする所なるや明かなり

全上 P. 85.

二、實際の取引を表せざる手形、此種の手形は内國に行はるゝ融通手形若くは空手形と稱するものと其性質を同ふし實際の取引より生ぜず全く支拂人より振出人に許す所の信用に對して振出さるゝものなり而して此種の手形は之を區別する時は二種あり曰く資金の融通を目的とせるもの曰く爲換相場の變動を避くるを目的とせるもの是なり前者は外國の商人又は銀行に信用を許與し資金を貸付くる爲め振出すことを許す所の手形にして後者は多く農産國の輸出業者及び銀行が其輸出季節に爲替相場の下落せんことを慮り其季節の到らざる前に手形を振出し之を賣却し以て爲替相場の變動を防がんが爲め發行する所のものなり右二種の手形の内第一のものは其發生の原因頗る明瞭にして了解し易しと雖も第二種のものにありては少しく説明を加ふるを要す

凡そ一國の輸出入は必しも同時に行はるゝものに非ずして其輸出入物品の季節其他の原因により時を同ふせざること多し例へば農産物の産國にありては輸出は多く其收穫の季節に於てし其輸入する所の製造品は一定の季節を有せざるべし斯の如くなる時は此國の輸入商は農産物の收穫前にありては其負債を支拂はんが爲め手形を買ふこと困難なれば爲換相場非常に騰貴し終に止むを得ず正金を輸送せざる可からず之に反して收穫季節に向ひ盛に農産物の輸出を見るに及んでは其輸出商の振出す所の手形は輸入商に於て盡く之を買ふ能はず其結果爲換相場の暴落を來し亦た外國より正金の輸送を受けざる可からず然るに若し斯る場合に於て輸出入業者の間に介し盛に手形の賣買を營み需要あれば則ち之を賣り供給あれば則ち之を買ひ以て爲換相場の激變を防ぎ正金輸送の煩を省略する者あらん乎其貿易上に與ふる便益蓋し寔に大なるべし前段述べたる實際の取引を表せざる手形は斯る場合に銀行者の利用する所にして實に上記便益を與ふる所の利器なり即ち銀行は豫め農産物輸入國の銀行と特約を結び其收穫前即ち手形の需要多く價高き時此種の手形を作成して賣り一時輸入國の銀行より借越

を爲し收穫季に至り手形の供給多く價下落するに及んで之を買ひ入れ送付して
決算を爲すものなり

實際の取引を表せざる所謂融通手形を利用して爲換相場の變動を防ぎ正貨輸送
の不經濟を避けしむることを得るは單り右銀行者のみならず農産物輸出業者亦
た同一の機能を有す即ち輸出業者は豫め外國の輸入業者と約束し收穫前手形の
價大なるに際し輸入業者へ宛て手形を振出し之を市場に賣り一時其丈の負債を
爲し置き收穫季に至り農産物を輸送し其代金を以て之を決済するなり

Clare, The A B C of the Foreign Exchanges, Ch. XIII, pp. 85-87.

Goschen, The Theory of the Foreign Exchanges, Ch. III, pp. 37-41.

外國爲替手形は右の如く其性質上より直接手形間接手形及び融通手形の三種に
分類することを得べしと雖も亦其期限より區別すれば短期手形及び長期手形の
二種と爲すことを得るなり前者は小切手要求拂手形其他日附後若くは一覽後一
週間又は十日以内支拂の手形を指し後者は十日以上の期限を有する手形を總稱
す而して後者に屬するもの、内實際上最も多きは一覽後三ヶ月拂のものとする
以上爲換の起因及び爲換手形の種類に就て略述したり之より爲換相場に就て論

せん爲換相場とは前にも述べしが如く手形を振出したる土地に於ける手形の賣
買價格を云ふ

爲替相場は主として手形の需要供給によりて決定せらるると雖も亦其他の原因に
より變動するを免れず而して其原因の重なるもの四あり曰く國際貸借の差即ち
手形の需要供給曰く信用の厚薄曰く手形の期限曰く貨幣制度の如何是なり以下
順次之を説明せん

第一、需要供給、手形の價は國際貸借の不平均によりて變動す換言すれば一國
の他國より受取る可き總額が其支拂ふべき總額と相均しからざる時は爲替相場
に影響し其騰落を來すべし

二國間の貸借其金額を同ふする時は手形の供給と需要とは必ず相投合せざるを
得ずして其價格は兩國本位貨幣の法律上含有すべき金の分量の比例によりて決
定せらるべし之を爲替相場の平準と云ふ例へは英貨壹磅は我九圓七拾六錢三厘
我壹圓は英貨二志〇片五八三と云ふか如し

(1) 或格段なる時に於て二國間の貸借平均するや否やは實際之を算定し得べきものに非ず只爲換

相場が平準を鳴ふる時は二國間の貸借が平均するものならんを想像し得へきに過ぎず
 (2) 爲換相場が兩國本位貨幣の法律上含有すべき金の分量の比例に附合する時は實際上之を平準
 相場なりと云ふは雖も是れ銀行の爲換買利益及び振出地に於ける手形賣買の時より支拂地に
 於ける代金支拂までの期間に對する利子を無視したるものなれば理想的平準價と一致するもの
 に非ず

(3) 金本位國間若しくは銀本位國間に於ては一定不動の爲換平準價を確定し得へきも本位を異にせる
 二國間に於ては之を確定し得へからず何となれば金銀の比價は絶えず變動すればなり

之に反して若し一國の受取るべき總額が其支拂ふべき總額より大なる時即ち俗
 に所謂順爲換なる時は手形の供給は遙かに其需要に超過すべきを以て爲換相場
 は平準價よりも下落すべく又若し支拂ふべき高が受取るべき高よりも多き場合
 即ち逆爲替なる時は手形の供給は其需要に及ばざるを以て爲換相場は平準價よ
 りも騰貴すべきなり前者は之を割引相場と云ひ後者は之を打歩相場と稱す
 右の如く爲替相場なるものは手形の需要供給の關係により或は平準を保ち或は
 騰落するものなれども其相場は無限に昇降し得べきものに非ずして自ら一定の
 限度を有せり即ち普通の場合に於ては其騰落は正金輸送費を超へざるを原則と
 す蓋し爲替相場甚しく騰貴すれば人々手形を買ふを止め寧ろ正金を輸送して其

貸借を決済すべく之に反して非常に下落すれば手形を振出して之を賣る者なく
 外國の負債主をして正金を輸送せしむるを以て利益とすればなり此爲換相場變
 動の限度之を正金輸送點と稱す

正金輸送點は爲換の平準價を標準とし正金の荷造費運賃掛保料及び運送中の利子其他現送に
 要する諸般の費用を加算し若しくは減却して之を定む即ち手形の價は平準價より上記諸費用を減し
 たるものより廉なることなく平準價に上記諸費用を加へたるものより高きことなきなり
 正金輸送點 (Metallic point) に二種の別あり一を正貨輸送點 (Specie point) と云ひ他を地金輸送點 (Bullion
 point) と云ふ前者は輸送すべき正金か受取國の貨幣なる場合に起り後者は輸送すべき正金か地金な
 るか若しくは受取國に於て通用せざる他國の貨幣なる場合に生ず若夫れ受取るべき正金か本國の貨
 幣なる時は之を受取るに同時に直ちに使用し得へきも他國の貨幣若しくは地金を受取る時は之を造
 幣局に送り成貨を得るまで待たざるを得ず然らずんば之を銀行に賣り割引せざる可からず隨て二
 者間に利子の差異を生ずべきや明かなり故に正貨輸送點と地金輸送點とを區別するは頗る緊要な
 ることなりとす然るに漫然正金輸送點と云ひ之を區別せざる者多し粗漏の甚しきものと謂はざる
 可からず

第二、信用の厚薄、手形は一種の信用證券なり故に其手形の果して支拂はるゝ
 や否やは大に其價格に關係を有するや勿論なり蓋し手形關係人の信用厚からず
 其支拂の確かならざるものは其買手の負擔すべき危険大なるを以て隨て其價格
 に影響せざるを得ざるなり

第三、期限の長短、右第一第二の場合に於ては説明の便を計り總て手形の期限を無視したり然れども實際手形なるものは多くは日附後何日拂とか又は一覽後何日拂とか期限を有するものなり是に於て乎期限の長短も亦た爲換相場變動の一原因たるものとす期限より生ずる爲替相場變動の由て生ずる所二あり左の如し

甲、即刻拂手形は直に支拂を受く可きも期限付の手形は其期日まで待たざるを得ず故に期限を有する手形は其期限に對する利息として幾分の減價を爲さざる可からず而して其減價は支拂地の利率を以て之を計算す

支拂地の利率を以て計算するは期限付の手形を支拂地に送り之を現金に引換んに引換を受けざる可からず而して割引歩合は其地の利率に據るべきを以てなり

乙、商工業者の浮沈極りなきは世の常なり手形賣買の際其關係人の信用に瑕瑾なきも其支拂期日に至り如何なる變化を來すべきや豫め測り難し是に於て乎期限を有する手形の價は幾分か廉ならざるを得ず

由是觀之手形の需要供給の如何は短期長期の別なく等しく其價に影響すべきや勿論なりと雖も若し手形支拂地の利息相場高き時若くは信用充分ならざる時は

假令手形の需要其供給に超過し短期手形の價騰貴するも長期手形は割合に騰貴せざることあるべきや明なり果して然らば貿易の趨勢を觀察する索引としては短期手形の相場こそ信憑すべきものにして長期手形の相場の如きは寧ろ手形支拂地の利率及び市場の形勢如何を卜するの標準として適切ならん歟

第四、貨幣制度、交通を爲す二國が萬國共通貨幣を用ゆるか若くは同一の幣制を採る時は二國間即刻拂爲換相場の高低は正金輸送點を以て其限度と爲すべしと雖も若し其幣制を異にする時は相場の變動は正金輸送點の範圍外に出づることあるべし今左に之を三類に分ち説明せん

甲、甲國が單本位制を採り乙國専ら紙幣を流通する場合、甲國の幣制金貨單位にして乙國の流通紙幣兌換金券なる時は雙方共に正金貨のみを用ゆる場合と異なることなし故に二國貨幣の間に開きを生ぜず

甲國金貨國にして乙國専ら兌換銀券を用ゆる時は結局一方が金貨國にして他の一方が銀貨國なると同じ此場合の爲換相場變動は乙に於て之を説明すべし

甲國金貨國にして乙國の兌換券其兌換の實を失ふか若くは不換紙幣の場合にあ

りては乙國に於ける金銀の正貨は一種の商品と同様にして紙幣の濫發と共に其價騰貴すべし此場合に於て爲換相場は如何なる點にまで達するやと云ふに其極度は正貨と紙幣との價の差に更に正金輸送點を加算したるもの、範圍内にありと云ふて可なるべし然れども實際に於ては其開きは更に之より大なるを例とすと云ふ

乙、甲國金貨を用ゐる乙國銀貨を用ゆる場合、銀貨本位の國に於ては金は一の商品として取扱はれ又金貨本位の國に於ては銀は一の商品たるに過ぎず故に其價は地金銀の相場に伴ひ隨て爲換相場も亦之に準じて昇降すべきなり例へば上海宛の手形を倫敦に於て賣買する場合には其手形は二國貸借の差異金利信用等の諸原因より價に差異を生ずると同時に英國に於ける銀塊相場の如何により大に其價に變動を來すが如し

右述るが如くなるが故に金貨本位國と銀貨本位國との間に於ては所謂爲換の平準價なるものは到底之を確立すべからざるや明かなり

丙、一方が複本位國にして他の一方が單本位國なる場合、此二國間に行はるゝ

爲換相場の變動は或は雙方に共通なる本位貨幣を有する場合と同じきことあり或は共通ならざる本位貨幣を有する場合と等しきことあり即ち一方が金貨單本位國にして他の一方が金銀兩本位國なりと假定し單本位國より兩本位國に向て手形を振出すに當り若し兩本位國に於ける金銀の法定比價毫も其市場比價と異ならざるか或は金銀の市場比價其法定比價に比し金の方銀よりも廉なるか若くは銀の相場金に比して下落し其割合法定比價を保つ能はざるも兩本位國が所謂跛足本位制を採り銀貨の鑄造を制限し同國宛の手形は總て金貨を以て支拂はること確かなる場合に於ては其手形の價は其額面に含む金の價を標準とし其變動は正金輸送費を超へざること猶ほ同一の幣制を有する二國の間に於ける場合と異なることなし之に反して若し銀の市價下落し金に對し其法定比價を保つ能はざる時兩本位國依然として毫も金銀貨の鑄造に制限を加へざる場合に於てはグレシャム氏の法則により兩本位國は變して銀單本位國となり同國に宛てたる手形は必ず銀貨を以て支拂はるべきを以て斯る場合に於ては二國間の爲換相場は一方が金貨單本位國にして他の一方が銀貨單本位國なる場合と等しき事情の

下に決定せらるべきなり

上述爲換相場變動の原因に就ては Gooden, Ch. IV. を参考せよ

以上述べし所に依り之を觀るに凡そ爲換相場の變動なるものは種々雜多の原因より生ずるものなり去れば或格段なる相場の變動を解釋せんと欲せば必ずや有ゆる原因を探究せざる可からず決して一二の原因のみを捉へ毫も他を顧みず直ちに結論に飛着するが如き早計に出でざらんことを務むべきなり
 借讀者は以上述べし所により爲換相場に影響を及ぼすべき諸般の原因を了解せしならん今や爲換の亂調を呈するに際し之を矯正する方策に就て一言せんと欲す

經濟社會が果して一の有機性のものとして目せらるべきものなるや否やに就ては此處に論議すべき限りに非ずと雖も一國の貿易變調を呈し國際貸借甚しく其權衡を失するが如きは決して其常態なりと云ふ可からず之を人體に譬ふれば猶ほ一種の疾病に罹れるが如し之を救治醫正するの必要あるや勿論なり而して之を治療するに就ても其方法猶ほ人體の病痾を癒するに酷似せるものあり病痾の

療法に三種あり曰く自然療法曰く根本療法曰く對症療法即是なり以下上記三療法は如何にして經濟社會の病痾たる爲換の失調を癒正するかを畧述せん
 爲換逆勢を呈するに中り所謂自然療法を以て之を癒治せんと欲せば毫も人爲を用ゐず之を放置して顧みざるに在り凡そ一國の國際貸借其平均を失ひ爲換逆調を現はすや正貨の輸出を見るは當然の結果なり巨額の正貨海外に流出せば銀行の正貨準備額は必ず減縮すべし正貨準備甚しく減少せば忽ち銀行の業務に影響し兌換券流通額及び預金の縮小及び貸附割引の引締は蓋し避く可からざる所なりとす斯の如くにして社會の信用愈緊縮するに至らば金利の騰貴物價の下落は當然の結果として起らん金利騰貴すれば放下の目的を有する資金海外より入り來り同時に當國より支拂ふべき金額は或は有價證券に放下せられ或は高率の利息を獲んが爲め當國に止まることとなるべく物價下落すれば輸出貿易振興し輸入減退す而して此二個の原因は互に相待て終に爲換の情勢を挽回し正貨再び流入するに至るべきなり之を爲換の自然療法となす
 然れども凡そ自然療法のものたる通例長日晷を要し其間病者を苦しめ一旦變に

遭ふに於ては終に亦拯ふべからざるの悲疆に陥ることなきを保せざる而已ならず若し病苦を助長する原因にして依然として存在し益其勢を逞ふするに於ては毫も自癒するの力なく終には病者の生命を奪ふに至るや必然なるを以て病病の發生するや直ちに醫を聘し其治療を受け根本療法を施すと同時に機に臨み變に應じて對症療法を用ゐる以て一日も早く之を癒治するの必要あるや論を跋たずして明かなり

爲換の根本療法と云ふは其病的現象の由て來る所を探究し其根源を衝て治療を施すに在り即ち若し其原因幣制の不良なるに在らば速かに之を改正し不換紙幣の濫發に在らば直ちに之を銷却し財政の膨張に存せば務めて之を縮小するの方針を立つる等皆是れ根本療法に他ならず

爲換の對症療法と云ふは恰かも醫師が病者の發熱に對して氷を以て身體の局部を冷却し若くは解熱劑を投ずるか如く爲換の變調に對して應急の策を施すに在り夫の中央銀行の割引歩合を引上げ尙ほ效驗なきに於ては盛に其所有證券を賣出し通貨を吸収して以て市場を制するが如き即ち其一例なり市場の金利騰貴す

るときは外國の債權者は其權利に屬する資金を内國に放下するを以て利益とし或は之を以て公債株券を買入れ或は之を銀行に預け置くべく同時に資金の海外より流出するもの頻々として起るに至るべきを以て爲換は忽ちにして順況を呈し恢復すべきこと恰かも病者の發熱せるに對し解熱劑を投じたるもの、如きものあらん其他現今歐洲大陸諸國の中央銀行及び我日本銀行等が常に行ふ所の夫の正金政策なるもの、如きも亦た其一面は一種の對症療法なりと云ふも不可なからん歟

之を要するに一國の外國爲換にして甚しく變調を呈する時は其經濟社會に及ばす不利益甚大なること恰かも病魔の人體を襲ふに髣髴たるものあり速かに相當の治療法を施して之を醫癒するの必要あるや言を要せず夫の社會の害惡は自ら醫正すなほパスチャ一派の「ドクマ」を奉じ自由放任主義を採り毫も救濟の政策を講せざるが如きは恰かも病者を放置して顧みざるに等しく決して經濟社會の健康を全ふする所以の道に非るなり

第二項 外國爲換の實務

以上爲換に關する理論の大要を説明せり今や一步を進めて外國爲換事務か如何に取扱はるゝものなるやを明かにせん

外國爲換の實務に就ては著者の學友水島鐵也氏其著銀行及外國爲換第十一章に能く之を既述せり以下記する所は多少添削せし所なきに非ずと雖も主として同著に據れり

爲換實務は之を六段に分ちて説明するを便とす即ち第一爲換相場第二送金爲換

第三逆爲換第四輸入荷爲換第五輸出荷爲換第六爲換賣買損益是なり

第一、爲換相場、實際上爲換相場を解釋するに當り心得べき事項三個あり曰く

相場の建方曰く相場の種類曰く手形種類是なり相場の建方に二種あり左の如し

甲、我邦の貨幣を基礎とし之に對し外國貨幣を以て相場を立るもの之を受取勘

定の相場と云ふ例へば英國爲換相場我一圓に付二志と云ふの類なり

乙、外國の貨幣を基とし之に對し我貨幣を以て相場を立つるもの之を支拂勘定

の相場と云ふ例へば巴里に於て倫敦爲換相場一磅に付二十五法二十二サンチ

ムなど云ふか如し

相場の建方右の如く二種あるが故に若し支拂勘定の相場なる時は手形は打歩の時に高く割引の時に低く之に反して受取勘定の相場なる時は手形は打歩の時に

低く割引の時に高きものとす

爲換相場の種類に二あり賣相場及び買相場是なり内國爲換にありては手形は通

例其額面を以て取引せられ別に爲換料又は打歩を授受すと雖も外國爲換にあり

ては是等は總て手形の相場中に籠めて賣買せらる即ち横濱に於て倫敦參着拂二

志〇片十六分五同二志〇斤十六分三の相場を示したる時は銀行は前者なれば買

ひ後者なれば賣らんと提供するものと解すへきか如し

外國爲換相場上手形を區別して二種とす銀行手形及び商業手形是なり前者は内

國の銀行より外國に在る其銀行の本支店又は取引店に宛てて振出せるものにし

て信用最も厚く相場亦隨て貴し後者は内國の商人より外國の銀行又は商人に宛

て、振出せるものにして之を細別して三種とす曰く普通商業手形曰く銀行宛商

業手形曰く荷爲換手形是なり

手形は又其期限の長短により之を區別することを得べく且つ其區別は爲換相場

上最も緊要なるものなりと雖も既に理論の部に於て説明したれば茲に之を再述

せず

第二。送金爲換。送金爲換は之を並爲換及び電信爲換の二種に區別す並爲換は一に普通送金爲換とも云ひ通例二通乃至三通の同文の爲換手形を用ゆ之を組み手形と稱す一通宛別便を以て郵送し紛失又は延着等の場合に差支なからしめんが爲め工夫したるものなり故に其一通支拂濟となれば他は自然其效力を失ふものどす

電信爲換は至急送金を要する場合に行ふものにして内外共に行はる外國爲換に於ては之をTTと稱すテレグラフアイツクトランスフワーの畧字なり其方法は銀行が送金依頼者より電信料を徴し受取人所在地の本支店若くは代理店に向け電報を以て受取人に或金額を支拂べきことを申送り依頼者も亦受取人に電報を發して其旨を通知し金員を受取らしむるものなり然れども外國への電信料は頗る高價なるを以て金額の大ならざる爲換にありては依頼者より受取人に通知するの手續を省き支拂地の銀行をして受取人を搜索して支拂はしむるを例とするが如し

第三。逆爲換。本邦にて逆爲換と稱するものは送金者より手形を送付する代り

に受送金者が送金者に宛て手形を振出し之を其地の銀行へ賣渡して代金を受取り送金者は銀行より請求を受けたる時右手形の支拂を爲すものを云ふ蓋し普通の送金爲換と全く反對の手續によるを以て之を逆爲換といふなり

逆爲換は外國より至急送金を受けんとする場合に於て手形の郵送を待つこと能はず又電信爲換に依れば巨額の電信料を要し不利益なるにより採る所の方法にして受送金者に取りては至極便利のものなり然れども銀行は斯る手形を容易に買取るものに非ず蓋し手形の振出人が平素銀行と取引ある商人又は充分信用ある人ならんには銀行は其依頼に應ずべしと雖も例へは旅行中の人旅費に窮し又は外國留學生が學資に不足を告げたるが如き場合に於ては假令銀行員中に知人ありとも其人の信用薄き時は銀行は容易に其依頼に應せざるべし是に於て乎斯の如き不便を避くるが爲めには信用狀レタターオフクレヂットなるものを使用す

信用狀は銀行が其依頼者より豫め金圓を預り若くは其他の擔保を供せしめて發行するものにして或一定の期限内若干の金額迄を限り何程宛にても所持人の需に應じて支拂ひ呉れとの依頼の文言を記載し其辨濟に關しては發行者たる銀行

其責に任する旨を契約したる書面なり而して信用状は之を其所持人の名宛にし
 たるものあり或は發行銀行の本支店又は取引店に宛てたるあり又或は各地取引
 店御中としたるものありて其揆を一にせず最後のもの之を巡回信用状サマライツウィットアウトと稱す
 第四、輸入荷爲換、商品を外國より輸入する者は常に貨物の代金支拂を要する
 者なれば通例送金爲換の取組人となるか若くは逆爲換の支拂を爲すべき人なり、
 然れども注文と同時に送金を爲すは輸入者の不利益なることあり又逆爲換の方
 法に依る時は或は其資金を銀行に預託し然らざるも他に相當の擔保物件を提供
 する等の必要あり是れ甚だ不便なりとす是に於て平荷爲換の方法に依るの必要
 を感ず荷爲換は内國爲換に於ても外國爲換に於ても廣く行はるゝ所にして要す
 るに運送貨物を擔保としたる逆爲換なり

外國に支店又は代理店を有し常に貨物を輸入する商人が荷爲換を以て外國貨物
 を輸入するに中り採る所の手續は先づ本邦の銀行に申込みて適當の契約を爲し
 外國より貨物積出の都度荷爲換を取組み得るの便利を開き置くに在り而して此
 場合に豫め銀行と契約すべき事項は其海外に於て取組むべき爲換金額の概算爲

換手形の支拂期限貨物の原價に對する爲換金の割合及び該貨物到着の上銀行よ
 り之を受取る時の條件等なりとす

然れども輸入商にして平素取引を爲さざる外國商店へ突然貨物を注文するが如
 き場合に於ては自己の信用厚く名聲海外に鳴る者に非るよりは海外の商人は代
 金後拂にて出荷せざるべく又本邦の銀行支店あらざる土地より貨物を輸入する
 が如き場合にありても彼地の銀行にて容易に爲換を取組まざるべし斯る場合に
 は先づ本邦の銀行へ申込み信用状を得て之を注文書と共に出荷主へ郵送するを
 要するなり信用状は銀行が華主の依頼により發行する所の證書にして出荷主を
 して荷爲換取組の便を得せしむるものなり

右孰れの場合にありても銀行が荷爲換の申込を引受けたる時は銀行は出荷主よ
 り手形の外船積證書保險狀送り狀を申受け之を荷受主所在地の本支店又は取引
 店に送付し手形代金支拂濟の上之を荷受主に交付するものとす然れども斯の如
 くする時は一覽後定期拂手形の場合に於ては荷受主は手形期日までは貨物到着
 するも之を引取ること能はず不便を感ずること尠なからざるを以て銀行は信用

ある者には手形の引受と同時に船積證書を交付すること多し之を引受渡と云ふ
 第五。輸出荷爲換。輸出荷爲換は前段に述べたる輸入荷爲換を貨物發送者の側より見たるものに他ならずして外國に支店又は代理店を有し常に貨物を輸出する商人は輸入の場合に於けるが如く豫め銀行と諸般の約定を取結び置くを例とす

信用狀に據り荷爲換を取組む時は都て其條件に従ひて手形を振出すべきこと勿論なり信用狀に據り振出せる手形にありては其荷爲換なると否とを問はず取組銀行は信用狀發行銀行を信用するを以て其相場の割合は普通のものより宜しきを常とす

第六。爲換賣買損益。讀者は以上數段の説明により外國爲換は如何にして賣買せらるゝやを解得せしならん今や一步を進めて爲換賣買上の損益に就て説明する。中り講述の便を計り先づ商人の側より説き次に銀行の側より論せむ。凡そ商人が外國へ支拂を爲すには當方にて手形を買入れ之を送付するも外國の債權者として所謂逆爲換を取組ましむるも結局同じことなるが故に時としては

當方より送金する方利益なるか或は先方より逆爲換を取組ましむる方利益なるかを比較し何れかに依るを決定するの必要を生ずべし例へは横濱の甲某倫敦の乙某へ英貨千磅を支拂ふに當り横濱の送金相場二志〇片十六分七ならば甲の支拂高は九千八百二十圓九十七錢となり倫敦よりの逆爲換相場二志〇片十六分九ならば甲の支拂高は九千七百七十圓九十九錢となる而して乙の受取る所は等しく千磅なるが故に若し實際に右の如き相場ありとすれば横濱より送金するよりも倫敦より逆爲換を取組ましむる方差引五十圓許甲の利益となるべし然れども右の比較を爲すには雙方共電信爲換の相場に依らざる可からず何となれば參着及定期拂の場合には一方にて手形の代金を支拂ひ他方にて之を受取る迄の間に若干の日數を要するが故に此日數に對する利息の計算を要すればなり
 右述へし所は是れ兩國間直接の取引より生ずる損益の判定なれども時としては他の一國若くは數國を經由して間接に爲換を取組むこと利益なる場合を生ずることあるべし此損益を比較判定する之を裁定爲換と云ふ例へは我邦より倫敦へ送金するに當り爲替相場左の如くなりと假定せよ

横濱より倫敦への送金相場

貳志

同 紐育への送金相場

四拾九弗(百圓に付)

紐育より倫敦への送金相場

四弗八拾五仙(壹磅に付)

此場合に於て若し直接に倫敦へ送金すれば我千圓を以て百磅を送ることを得べし然るに先づ紐育へ送金し同地より更に倫敦へ送金することと爲せば其結果は我千圓を以て百〇一磅〇志七片を得べきを以て之を直接爲換の百磅と比較すれば差引一磅七片の利益を得べきものとす斯の如く或第三の一國を經由するもの之を單一間接爲換と稱す然り而して若し又第三の一國を經由する代りに第三第四の二國若くは更に第五の國をも經由するが如き二國以上を經由して裁定を爲す時は之を名けて重複間接爲換と云ふなり

然れども實際に於ては裁定に都合よき相場の出づることは甚だ稀にして重複間接爲換の如きは殆ど行ひ得べからずと云ふも可なり且つ手形を各地へ回送する間には相場に變動も生ずべく然らざるも諸方に送金するには若干の日子を要するが故に其間の金利及び郵税手数料等をも細かに計算するは決して容易の業に

非るなり

間接爲換にして右述べし方法の外尙一の方法あり即ち送金を爲す場合に其國に宛てたる手形を以てせず第三國宛の手形を送附し受取人をして之を其地の銀行に賣らしむるもの是なり是れ往々利益ある送金法なりとす例へば横濱より巴里に送金を爲すに當り巴里宛の手形を以てせず倫敦宛の手形を買入れ之を送附し巴里の受取人をして之を同地の銀行に賣却せしむるが如し
右は送金爲換の例なれども逆爲換及び荷爲換の場合にも亦裁定爲換に由りて損益を生ずるは勿論なり故に實際に於ては貨物は米國若くは佛國へ送り其代金に對する手形は倫敦拂となし期日前荷受主をして倫敦に送金せしむるの類少しとせず

以上記述せし所に依りて推考せば商人の損益は大概理解することを得べし因て左に爲換賣買上銀行の損益に就て一言せん
銀行は商人の依頼により爲換の賣買を爲す者なるが故に其賣買は受働的なるを通例とすと雖も銀行も亦授働的に之が賣買を爲すことなきに非ず即ち銀行が外

國に放資せんとする時又は爲換相場の差を利用して利益を營むの舉に出づる時の如きは銀行の自ら進んで爲換の賣買に従事する場合なり

銀行が外國に放資せんとするは外國市場の金利高き時に起るものにして斯る場合に於ては其金利高き國に宛てたる期限付手形は其價廉なるを以て(期限中の利子は振宛國の利率に據るる前に述べたり)銀行は之を買入れ置き期日實際に至り自己の市場に於て之を轉賣し若くは支拂國へ送付し代金を取立てしむるなり銀行が爲換相場の差によりて利益を營むは裁定輪環爲換假りに名づくを賣買するにあり即ち例へは英米獨三國の爲換相場が同期限の手形を用ゐる獨に於て米宛の米貨手形を買入れ之を米に送り全時に同額の英宛の英貨手形を米の市場に於て買入れ之を英に送り英に於て亦獨宛の獨貨手形を買入れ獨に送付せしめて其手取金と獨に於て買入れたる米貨手形の價との差が諸費用及び利子等を償ひ尙餘りあるを發見する時は銀行は是等三國の本支店若くは代理店に電報を發し同時に夫々同期限の手形を買入れ支拂地へ向け發送せしむるが如し

凡そ手形は外國爲換上の商品なり(電信爲換にありては一片の手形を用ゆること

なしと雖も其作用は手形を行使すると毫も異なることなきを以て急達の要求拂手形と見做すことを得べし)銀行は即ち此商品を賣買して利益を收むる所の商人なるが故に其賣買上利益を得るの方法も亦普通の商業と異なることなし去れど普通の商人は買入たる商品を其儘に他に轉賣すれども銀行にては買ひたる手形は之を其支拂地に送りて代金を取立て其代りに自ら手形を振出して之を賣却するを常とするが故に時に或は賣爲換と買爲換との出合付かず所謂片爲換となり其差額を正金にて授受するの必要を生ずるものとす然り而して銀行の賣買する爲換には電信參着定期の區別あり又定期の内には日附後若くは一覽後三十日六十九日九十日等ありて其支拂期限種々雜多なるが故に賣買上純粹の損益即ち打歩又は割引より生ずるもの而已を計算せんと欲せば賣買共總ての手形に就き逐一其支拂期限に應ずる丈の利息を精算して之を控除し悉く電信爲換の相場に引直し然る後賣方と買方とを比較し尙は差額支拂の爲め授受したる正金の眞價を算定して勘定し損益を算出せざるべからず

本節參考書

Goschen, The Theory of the Foreign Exchanges.
 Glaze, The A B C of the Foreign exchanges.
 Nicholson, Bankers' Money, sec. II.
 Syrd, Bullion and Foreign Exchanges
 Haupt, Arbitrages et Parités.
 Lengner, Der Wechsel in seiner wirtschaftlichen Bedeutung.
 水島鏡也氏銀行及外國兌換第十一章
 Montague, Art. "Foreign Exchanges" (Palgrave, Dictionary).
 Lexis, Volkswirtschaftliche Bedeutung des Wechsels (Conrad, Handwörterbuch).
 Solanz, Wechsel (Elster, Wörterbuch).

第二節 保護預

保護預りとは銀行が華主の依頼により貴重品有價證券の類を保管するを云ふ此事務は現今銀行附隨業務の一にして必ずしも銀行の従事するを要せざるものなりと雖も實に倫敦市諸銀行の起因をなすものにして歷史上頗る緊要なりとす十七世紀の頃倫敦市の警察不完備にして盜賊横行し掠奪盛に行はれしを以て貴重品を所有する者片時も枕を高ふして睡眠を貪ること能はず之を自宅に貯藏するの危険を慮りロンドンタワーに於ける造幣局に預け入るゝを慣例とせしが英王チャールズ一世は大に財政の困難を感じ終に不正にも之を沒取したり是に於て

乎民間に確實なる保管所の必要を感じしこと切なりき倫敦の銀行は實に斯般の必要を充さんが爲めに起りしものなりと云ふ

倫敦に於ける銀行の起因はフランシス氏其英蘭銀行史中に之を詳述せり今左に其一節を抄譯せん

「商人は其所有現金を自己の店舗に保管するを要せしと雖も其使用人を信用せずんば到底之を爲すこと能はざりき然るに當時内亂益起り毫も鎮定するを知らず物情騷然戰鬪熱は滔々たる天下の青年を驅て拐帶跳走を意とせざるに至らしめり是に於て乎商人等は斯る悪行を豫防し其財産の安固を計るの必要を感じること甚しく終に其目的を達することを得るに至れり倫敦市の金銀商は從來其本業の外他の業務を營まざるを旨とせしが彼等の富豪と彼等の所有者の緊牢なる筐庫は自ら彼等の信用を昂め世人は彼等に委ねるは現金の保管を以てし富者は之に對して敢て利子を求めず寡婦孤兒の類は僅に四朱の利子を受取り喜んで其財産を托するに至れり而して金銀商は是等の資金を利用して手形割引と云ふ新事業を營み以て其營業を擴張し利益を計るを得たり斯く

の如くにして金銀商は預金者の爲め金銭の債務者となり又地代の代理徴収人となり果ては租税を擔保として帝室の債權者ともなれり而して彼等が預金に對して發行したる預り證は世人之を輾轉流通するを便とし終に「ゴールドミスノート」として汎く世上に行使せらるゝに至れり云々

Francis, History of the Bank of England, p.

See also Macleod, Theory and Practice of Banking, vol I, pp. 435-37.

然り而して當時金銀商の住居はロムバードストリートに在りしを以て同街は終に英國金融の中心となり後英國商業の進歩發展と共に更に進んで世界金融の中心とはなれり

保護預りか往時最も緊要なる銀行業務の一にして而かも上述の如く倫敦銀行の起因たるは銀行史上實に緊要なる事實なりとす今や社會の秩序井然として整ひ財産生命の安固確實なる今日の世に於て同業務が如何なる利益を公衆に與へ且つ銀行業務中如何なる地位を占むるやに就て一言せん
抑々銀行は保護預りを爲すによりて世人の爲めに世人が各自之を爲す時は大なる失費を要することを廉價に爲すものなり社會の秩序整ひ生命財産の安固を來

せる今日の開明社會と雖も尙ほ火災盜難を免るゝこと能はず然るに世人が箇々別々に堅牢なる金庫を有し財産の安全を計らば其費用莫大にして到底負擔に堪へざるべし銀行が巨大なる金庫を備へ保護預りの依頼に應ずるは實に上述の負擔を免れしむるものと云ふべきなり是れ保護預り事務の公衆に與ふる效益なりとす然りと雖も此事務は決して現今銀行の本業にあらず現今の銀行は一切之に従事せすとも成立し能はざる理由なく又實際之に従事せざるもの多し蓋し今日にありては昔日と其事情を異にし分業の利益に促がされて保護預事務は全く銀行より分離して獨立し得るに至りしに因るなり夫の安全保管會社セーフティ・デポジット・ソサエティと稱するものは即ち貴重品の保護預りを以て專業となすものなり

(c) Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, p. 161.

銀行の一事務として保護預りに従事するは前述せしが如く英國に胚胎せし所にして同國の銀行は二百年來此業を營み今日と雖も其舊慣を襲ひ大抵皆之に従事せざるなく華主の爲めに無料を以て其依頼に應じつゝあり會々安全保管會社の設立を見しも機運未だ其業務を盛ならしむること能はざりき然れども辨償其他

銀行の此業務より蒙る損害甚なからざるを以て之が分立の利を唱ふる者近年漸く増加せりと云ふ

米國に於ては合衆國政府が嘗て國立銀行は貴重品又は金銀の保護預りを營むべき限りに非ずとの意向を示せしより國立銀行の之に従事するもの至て少なく其結果として保護預業は既に殆ど全く銀行業より分離して安全保管會社の專業となれり尤も或銀行は特別に堅牢なる大金庫を備へ其重役并に大華主をして之を使用するを得せしむる者なきに非ずと雖も其利便は安全保管會社の與ふる所に比し遙かに讓色あるものゝ如し

佛國に於ては保護預を爲す銀行あり又一切之を營まざるものあり未だ保護預業分立の域に達せずと雖も銀行が華主の爲めに貴重品の保管を爲すに當りては必ず保管料を徴し一切の責を負ふを例とせり而して猶ほ海上保險契約に於けるが如く戦争其他抗すべからざる掠奪損害に對しては其責に任せざるべしと云ふが如き條件を付するもの往々あるを見るなり

本節参考書

Wa Kei, Money, Trade and Industry, Ch. X, pp. 266-267.
Patten, Practical Banking, pp. 396-397.

第三節 代金取立及び證券委託賣買

代金取立とは銀行が其華主又は取引先の銀行の依頼により手形の代金公債社債の元利金若くは株式の配當金等を取立つるを云ひ證券の委託賣買とは同じく他の依頼により公債證書株券社債券等有價證券の賣買に従事するを云ふ前者は預金業務附帶の事務なるを以て銀行の本業に非るも銀行は營業上之を避くることを得ざるの事情を有するものゝ如し後者は證券仲買人の業務なるが故に之に従事せざるもの多し右述ふるが如く代金取立及び有價證券の委託賣買は他人の依頼に應じて他人の計算を以て爲す所の事務なるが故に依頼者の名義を以てなすを原則とすべきが如しと雖も實際に於ては必しも然らず銀行自身の名義を以て之を爲すこと尠ならず特に指圖式手形の代金取立等にありては依頼者之に普通の裏書を爲し全く其權利を銀行に移轉するの方式を用ゆること多し以下代金取立及び證券委託賣買に就き各別に之を講述せん

第一、代金取立、信用の發達せる今日にありては商業取引は手形を用ひて之を爲すこと尠からず而して其手形を受取りたる者は期日に至り其代金を取立つることを要すと雖も一々使丁を派して之を爲す時は其費用其危険決して鮮少にあらず且つ不渡の際には一々法律上の手續を踐むを要し其不便言ふべからず加之手形は必しも同一地に於て支拂はるべきものに限らず遠隔なる地方に於て支拂はるべきもの亦多ければ商人は自ら其代金取立を爲さず之を信用あり事務に熟達し且つ廣く各地と取引する銀行に依頼するを以て便となすや明かなりとす又銀行にありても華主の爲め荷爲換取組みの依頼に應じたる場合に於ては其手形の支拂地は遠隔なる他地方なるべきを以て他行に依頼して之が代金を取立つるの要あり又反對に他行の依頼により荷爲換手形の代金を取立ることもあるべく且つ送金爲換上常に他地方の銀行と取引を爲すの必要もあるべければ華主の爲め手形の代金取立に従事するは左程煩勞を加ふることにも非るべし

銀行の代金取立事務は右述るが如く主として華主又は取引先の銀行の爲め手形の代金を取立つるものなれども亦場合によりては公債證書社債券の元利償還株

式の配當金等の代理領收をなすこともありとす特に華主の爲め是等證券の保護預りを爲す銀行にありて然りとす蓋し華主に取りては是等債權の領收も亦手形代金の取立と同じく一々自ら之を爲すは最も煩しとする所にして其預金取引を爲す確實なる銀行が代理受取を爲し與るゝに於ては其利便誠に大なりとす

代金取立事務の依頼者に與ふる利便は當に右述べし所のみ止まらず尙ほ銀行が其取立たる代金を即時に依頼者の勘定の貸方に記入するの點に在り若し華主自ら取立に従事する時は取立の後更に銀行に預け入るゝ手數を要すべきに右の如く銀行が取立と同時に其預金中に編入し與るゝに於ては其利便小なりとせず殊に預金に對し利子を附する場合にありては一層然りと謂はざる可からず

以上は主として華主の側より代金取立の利益を觀たるものなれども今見地を轉じて銀行の側より之を見るも代金取立事務は亦其煩勞割合に大ならざると同時に利益尠なからざるものなるを發見す銀行は多數の華主を有し常に多數の代金取立の依頼を受くるを以て日常其事務に熟練し毫も誤謬なく且つ最も經濟的に其業を行ふことを得其取立てたる代金は直ちに華主の預金中に編入し一々之を

送付せざるを例とするを以て其引出あるまでは預金其丈増加し銀行基金其丈増殖する道理なり尤も取立を銀行に依頼せず華主が直接に之を爲す場合に於ても其代金は後預金として預け入れらるべきを以て其間に差異なきが如く見ゆれども取立より預り入れまでは多少時日を要すべきを以て少くとも其期間丈は其利用を失はざるを得ざるや明かなりとす加之ならず取立事務は前段述べしが如く多大の利便を華主に與ふるものなるを以て此利便は會々商工業者を導ひて銀行に預金取引を開かしむる方便たることあり是れ代金取立事務の銀行に取りても亦利益多き所以なりとす

代金取立に對して銀行は依頼者より手数料を徴することあり又徴せざることあり一定せずと雖も之を概言すれば預金に利子を附せざる銀行は取立手数料を申受けず之に反して利子を附する銀行は之を申受くるを例とするものゝ如し尤も前者にありても手形不渡となり拒絶證書作成其他例外の手數費用を要したるときは之が辨償を受くるや勿論なりとす要するに銀行が取立手数料を徴するや否やは銀行が預金より受くる利益と取立の爲め費やす所との比較問題にして取立

手数料を取らざるも引合へは之を申受けざるものとす

第二、證券委託賣買、有價證券の委託賣買は取引所に於ける證券仲買人の本業にして銀行の爲さざる可からざる業務にあらず英米の銀行家は此業に従事せざるを原則とすと雖も歐洲大陸特に獨逸に於ては銀行にして此業に關係せざる者殆ど之なく常に華主の依頼により賣買する而已ならず自己の計算を以て直接に之に従事なる者亦尠からず去れば獨逸の銀行は商業銀行たると同時に取引所仲買人たるものにして其取引所に於ける勢力は甚強大にして其一舉一動は以て市場の趨勢を左右するに足ると云へり然れども元來取引所仲買人の業務は商業銀行の本業にあらず危険甚だ多きを以て銀行の従事すべき所に非るや論を竣たず其投資の目的を以てする華主の依頼ある場合に於ては銀行は取引所仲買人を使用すべきなり蓋し自ら仲買の業を營む時は世人より投機を營む者として認定せらるゝの不利あると同時に時に一步を誤れば或は周圍の事情に促され或は意馬心猿に誘はれて自ら其渦中に投ずることなきを保せざればなり

第九章 銀行と銀行類似業

銀行と銀行類似業との關係を研究せむと欲せば先づ銀行類似業の種類及び其業務の性質を知るを要す銀行類似業を營む重なるもの四あり曰く不動産抵當貸附會社曰く興業會社曰く信用組合曰く貯蓄機關是なり以下順次其業務の大略を説明し然る後其銀行との關係を述べむ

第一、不動産抵當貸附業。此業に従事する箇人及び會社數多あり貯蓄機關は大抵之を營み普通銀行も亦往々之に従事すと雖も其最も顯著なるものは土地抵當貸金組合及び不動産銀行として知らるゝ所のものは是なり抑資本運轉の遲速は産業の種類に依りて同しからず商業家が商品に放下する資本は之を轉賣すると共に廻收せられ工業家が原料貸銀等に投じたる資本は其製造を了り製品を賣却する時戻り來るものにして斯る資本は其運轉迅速なりと雖も農業及び工場機械鐵道船舶溝渠等に放下せる資本は其回轉自ら遲緩にして是等の事業は多くは數多の歳月を経て始めて資本の廻收を見るを得へきを以て是等目的に使用せんが爲め他より資本を借入るに中りては利子低廉にして其期限甚だ長きを要し且つ一

時に償還せんよりは寧ろ年賦償還法に依るを便とす是を以て箇人に就て斯る融通を求むるは頗る難事に屬し到底特種の機關を待つに非んば其融通を望む可からず不動産抵當貸金組合及び不動産銀行は債券を發行して用途頻繁ならざる資本を募集し以て其需用を充たすものなり

不動産の抵當貸借を以て專業とせる機關の嚆矢とも稱すべきものはフリードリツヒ大王の朝伯林の商人ビュリリングの奏案に基き千七百七十年を以てシユレ^イシ^エンに起りし「ラントシャフト」なり此者は地主の組合にして當時七年戦争及び凶作の餘殃を受け同地の農民非常の困弊に陥り資本を要すること切なりし結果組織せられしものにして其仕組は組合の本部に於て各組合員所有の土地を評價し其半額乃至四分三に相當する金額に對し其土地を抵當とし組合員の連帶責任にて元利濟崩の方法を以て辨濟すべき債券を作成して之を各組合員に頒付し組合員をして各自之を市場に賣らしめ以て所要の資金を得せしめ返濟金は總て組合本部に向て拂込ましめ本部は之を取次て夫々債券所有者に支拂ふに在りき爾來此種の組合ポメラニア、西及び東プロイセン、ポーセン等相次て諸方に勃興し

埃太利丁抹露西亞に於ても亦之に倣ふものあるに至れり「ラントシャフト」は右述べしが如く一の組合にして組合員の連帶を以て資本を募集し組合員に於て之を使用すものなれども亦株式會社組織を以て債券を發行し同様の目的を達するものあり不動産銀行と稱するもの即是なり此者の始めて設立せられしは十九世紀の初め獨逸に起りしものにして後瑞西及び佛蘭西にも其設立を見たり其最も有名なるものを一千八百五十二年末に巴里動産銀行及び佛國諸地方動産銀行を合併して設置せる「クレヤイ、フォンシエード、フランス」とす其後獨逸埃太利匈牙利荷蘭陀等の諸國に起りしものは皆之に規範を採りしものとす我邦に於ける日本勸業銀行北海道拓殖銀行及び各地農工銀行亦此種の機關なり「ランドシャフト」の組合員又は不動産銀行より資金の借入を爲す者の中には或は一年乃至數年を限り融通を求むる者あれども多くは皆長期の信用を要するものにして且つ年賦返濟法を喜ぶものなり故に之が資金を募集する爲め發行する所の債券の償還期間も亦自ら長期に亘らざるを得ず然れども債券は貸附の年賦返濟を受ける範圍内に於て之を償還するを得べく且つ貸附の期前返濟も之を許すこ

とあるを以て抽籤を以て年々其一部を償却するを通例とす我勸業銀行の制にありては貸附は總て五十箇年以内(農工銀行に三十箇年以内)に於て年賦償還の方法に據るべき定めにして借主の都合により期前償還を許せり佛國の「クレヂョー、フオンシエー」は其最短期を十年とし最長期を七十五年とし亦期前償還を許せり貸附の方法は或は現金を以てするあり或は債券を以てするあり前者にありては債務者は直ちに其現金を使用することを得れども後者にありては其債券を賣却して現金を得るの必要あり隨て二重の手數を要し且つ其價格の高低により損得あるを免れず「ハイエルン」に於ける「ウエクスセル、ウインド、ヒポテークンバンク」の如きは初めより現金主義を採りし「マイニーンゲン、ヒポテークン、バンク」は當初より債券主義を採り佛國の「クレヂョー、フオンシエー」は中途より其主義を採りしが後何れも其規則を改正して現金主義に變じ債券を發行して公衆より資金を募集し之を貸附依頼人に貸與し以て上記の煩を避けしめたり現今に於ては一般に現金主義を採るに至れり我勸業銀行の如きは初より現金主義を採る債券の擔保は貸附の抵當として差入れしむる不動産なり往時「ランドン、シャフテン

の債券は其擔保を特定して之を其券面に記載せしか爾後其制を廢し其貸附に對して徵せし抵當不動産の總額を以て其發行債券總額の擔保とせり不動産銀行ヒポテークンバンクの發行する債券の擔保は其貸附抵當の外尙は銀行の資本金あり然れども資本金は寧ろ債券の發行に際し銀行の信用を公示する爲めに必要なるものとす日本勸業銀行は拂込資本の十倍を限り債券を發行することを許され佛國の「クレヂョー、フオンシエー」は其資本金額は少くとも債券發行高の百分五に當るを要すと規定せられ千八百九十九年の制定に係る獨逸の新土地銀行法は其拂込資本及び債券償却保證積立金の十五倍を限り債券を發行することを得と規定せり蓋し斯る制限を設くる所以のものは其貸附に對して徵する抵當物の評價を誤り若くは其價格下落し貸附の辨濟遲滯し之を取得賣却する場合に於て多少損失を蒙ることあるも銀行の債務にして非常なる巨額に非ず隨て貸附の金額も亦大ならざる限りは其資本金を以て優に之を補填することを得へしと信するに因るものなるへし然りと雖も抵當物の性質及び其評價額に對する貸附の割合は債券の確否の因て基く所なるが故に此點に就ては充分なる取締を要するや勿論なるを以て諸國の法律

は皆之に注意し嚴重なる規定を設けざるなし日本勸業銀行法及び農工銀行法に據れば抵當は總て第一抵當なることを要し抵當として徵する土地は永續すべき確實なる収益の見込あるものに限り建物は保險付のものに限り(貸附金高二倍以上の添抵當ある時は此限に非ず)貸附金額は銀行に於て鑑定したる價格の三分二以内とあり

右の外債券の發行に就て記述すべき點尙は一あり割増金及び獎勵金の制即是なり是等の制は只公衆の射倖心に投して資金の募集を容易ならしめんが爲めに設くるものにして素より債券發行の必要條件にわらず我勸業債券の如きは割増金の法を用ゐる佛國の「クレヂーフオンシエ」は割増金の外尙は獎勵金を與ふれども獨逸の不動産銀行の債券は一切斯る制に依らず千八百九十九年の同國不動産銀行法は償還金額か券面額に超過する債券の發行を禁せり

本頁參考書

Felix Hecht, Hypothekendarlehen: 1. Deutschland—2. Das Ausland (Conrad, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. IV.)

Report Regarding the Possibility of Introducing Land and Agricultural Banks into the Madras Presidency, 2 vols. 1895-1897.

日本勸業銀行法 農工銀行法

Deutsches Hypothekendarlehengesetz vom 13. Juli 1899 (Conrad, Jahrbücher, III. Folge, 19 Band)

第二、興業會社業。興業會社とは歐洲大陸諸國に於ける^{クレヂエモビリティ}動産銀行及び我興業銀行の類を指す

歐洲大陸に於て動産銀行と稱するものは多くは普通銀行を兼業とするものにして其特色は新會社の株式を引受け其設立を輔翼し若くは既設事業にして個人又は合名合資に屬するものを株式組織に改め又國債地方債社債等の募集に應じ之を公衆に賣出し又諸種の有價證券特に取引所に於て取引せらるゝものを賣買し若くは是等證券を質とし貸附を爲すに在りとす而して是等の業務を營む資金は或は債券を發行して之を得るものあれども或は其兼業に係る普通銀行の預金を以て之に充つるものあり其揆を一にせざるが如し

動産銀行の嚆矢たる獨逸の「セーハンドリング」及び現今獨逸に於ける動産銀行の巨擘として稱せらるゝ伯林の「マスコントゲセルシャフト」^{ダルクムスタットの商工銀行}ライプツヒの「クレヂットアンシタルト」及びマイニンゲンの「ミッテルドイツチエクレヂットアンシタルト」等は自己の債券を發行することなく其運轉資金の供給は主として之を其資本金及び預金に仰けり千八百六十四年巴里に起りた

る「ソシエテ、セネラール、プール、フワポリゼー、ルデヘロツアマン、チユ、コムメルス、エド、ランドストリー、アン、フランス」は近年一の商業銀行に化したるの觀われども初めは有名なる動産銀行にして債券を發行せず主として預金を以て其業務を營めり之に反して白耳義國「ブラッセル府の「ソシエテ、セネラール、プール、フワポリゼー、ランドストリー、ナシヨナル」の如きは二千萬「グルデン」を限り債券發行の特權を附與せられ又夫の「巴里の「ソシエテ、セネラール、グレイモービリエー」は其資本金六千萬法の十倍を限り債券發行を許され之に倣ひて起れる維納の「プリビレジアテ、エヌトライヒツシエ、クレヂットアンシタルト、フユル、ハンデル、ウインド、ゲウエルベ」及び「ブダペスト」に於る「匈牙利信用銀行」も亦債券發行を許可せらるゝものなり動産銀行の債券は土地銀行の債券に倣ひ發行せしものにして其外見に於て毫も異同なきが如しと雖も其擔保物件に於て大なる差異あり隨て其安全の程度同一なる能はざるを以て歐洲に於ては土地銀行債券の成效せしに反し動産銀行の債券は甚だ不結果なりし歴史を有せり千八百五十五年「巴里」クレヂー、モービリエー」債券の失敗は人の能く知る所なり

日本興業銀行も亦債券發行の權を附與せられ拂込資本額の五倍を限り之を發行することを得るなり然れども我興業銀行は歐洲の動産銀行に比し其業務に於て甚しき差異あるを記憶せざるべからず前にも述べしか如く歐洲の動産銀行は普通銀行を兼業とし其業務は株式事業を創設し若くは既成事業を株式組織に變更し又直接に諸會社の株式を引受け自己の計算を以て之を賣買するを以て主とし株券其他有價證券の擔保貸附の如きは寧ろ從たる業務なれども我興業銀行は國債地方債及び社債券の外自己の計算を以て引受又は賣買するを禁せられ其主たる業務は國債證券地方債證券社債券及び株券を質とする貸附預り金及び保護預り其他地方債證券社債券及び株券に關する信託の業務に限り普通銀行の業務を兼業すること能はざるを以て其業務の範圍極めて狭小なりとす故に日本興業銀行は之を歐洲の動産銀行と同視することを得ざるなり隨て其發行する債券の性質も亦異ならざるを得ず而して興業銀行の債券拂込資本の五倍を限り三十ヶ年以内の抽籤償還は其貸附と其所有に屬する國債地方債及び社債を以て擔保とすれば是等より生ずる利息は豫め之を確知するを得べく夫の株券の配當の如

く事業の浮沈に伴ふて變動するものに非ず頗る確實なりと謂はざる可からず
 惟ふに日本興業銀行が右述べしが如く歐洲の動産銀行と異なる目的を以て設立
 せられし所以のものは動産銀行の業務投機的にして動もすれば經濟界を攪亂す
 るの恐あるを慮り其弊を防ぐと同時に現今我邦の諸事業尙は未だ幼稚にして特
 に資本の缺乏を感ずるに當り世の資本家に對し銀行自ら保險者の地位に立ち一
 方には其資本を預りて之に對し確定の利子を生ずる債券を交付し他方には其資
 本を安全有益なる事業に放下するの責任を負擔し又外資輸入の機關として爲す
 所あらしめんと企圖に出でしものゝ如し

本項参考書

A History of Banking in All the Leading Nations, vols. III, IV. "Crédit Mobilier" (see index)

Salter, Die Effektenbanken. Leipzig, 1890.

Model, Die Grossen Berliner Effektenbanken. Jena, 1896.

日本興業銀行法

添田壽一氏興業銀行に就て(國家學會雜誌第百八十一號)

井上辰九郎氏動産金融論(太陽)明治三十五年七月

戸田海市氏日本興業銀行に就て(内外論叢第一卷第三號)

第三。信用組合。信用組合の鼻祖は獨逸にして千八百五十年頃始めて起れり信

用組合に二種あり一はドイツツツの人シユルツエ氏の創始に係りシユルツエデ
 ーリツツ式の組合として知られ他はライフワイゼン氏の指導の下に起りライフ
 ワイゼン式の組合として知らる當時獨逸に於ては組合熱殊に盛にして且つ細民
 の困弊に陥れること甚しく慘酷なる高利貸は之に乗して暴威を逞ふせしかばシ
 ュルツエ及びライフワイゼン兩氏の新案は大に天下の歡迎を受けたり而して其
 克く細民を拯ひ所要の資金を借入ることを得せしめ同時に勤儉貯蓄の美風を養
 ひ大に殖産興業に貢獻せし事實は益々同種組合の勃興を促かし爾來其數は非常
 なる速度を以て増加し現今に於ては獨白埃匈荷以露西葡等の諸國到る所に之か
 設立を見ざるなく其數無慮數萬を以て數へ我邦に於ても近年之に倣ふに至れり
 亦其盛大なるを知るべきなり

信用組合の仕組は要するに細民をして有限若くは無限の責任を以て組合を組織
 せしめ所要の資本を借入れしむるに在り而して其資本は普通銀行土地抵當貸附
 銀行及び箇人よりの借入金組合株金及び組合員の貯蓄の三淵源より出づ組合株
 は其組合の種類及び所在地の如何により大小ありと雖も細民の購入に適せしめ

ん爲め極めて小額なるを例とす而して其拂込の方法は一時拂を以てするを妨げずと雖も通例先づ極めて小額の入會金を支拂ひ爾後各組合員の貯蓄金を以て毎週若くは毎月割賦を以て其全額に達する迄拂込むものとす然り而して「シユルツエデーリツツ」式と「ライフワイセン」式との相異なる所は種々ありと雖も其最も顯著なる點は經營の方針及び組合員募集の範圍に存せり即ち前者は組合員の貯蓄を奨励し出來得る限り其利得配當を増加するを務むるを以て主たる目的となすの觀あり隨て有給役員を置き營利會社的に其事業を經營し組合より資金を借入れんとする者の利益は之を第二に置き又其組合員は決して一業に従事する者に限らず寧ろ其範圍を廣くし以て恐慌の際引出の盛ならざらんことを計り且つ資金の借入を乞ふ者あれば最も確實なる擔保若くは保證を供する者に對して先づ融通を許し其期限は成るべく短期を貴ぶの方針を採り居れり之に反して「ライフワイセン」式は其營業の利得配當を主眼とせず専ら組合員相互の幸福を進捗せんことを務め其資金借入の便を計り組合員は之を小區域に募り主として農業に従事する者のみを以て組織し以て其利益の歸する所を一ならしめ且つ責任は必ず連

帶無限とし役員は出納方の外皆無給とし貸附は之を長期とし辨済に便ならしめ都て無給重役の意見により特別の目的に對してのみ之を許すの方針を採れり

本項參考書

- Courtois, Banques Populaires, 1890.
 Rayner, Le Manuel des Banques Populaires, Paris, 1895.
 Gruger, Die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften, 1892.
 Wolf, People's Bank, 2 ed., London, 1896.
 Schmidt, Die Genossenschaftssysteme von Schulze-Delitzsch mit Ra. Fölsch, 1893.
 eeb.

第四、貯蓄機關、前段に述べたる信用組合及び普通銀行亦一種の貯蓄機關たるを得べしと雖も純然たる貯蓄機關として目すべきものは所謂貯蓄銀行として知らるゝもの即是なり貯蓄銀行に數種の別あり郵便貯蓄銀行國立貯蓄銀行地方公立貯蓄銀行箇人又は協會等の設立に係る貯蓄銀行貯蓄組合等は其重要なるものなり

貯蓄銀行の本來の目的は營利にあらず細民に勤儉の美風を教へ貯蓄を奨励して其幸福を増進するに在り我邦に於ける貯蓄銀行は皆營利事業として設立せらる

蓋し斯の如きは貯蓄機關として間然する所なきを得ざるなり
 貯蓄銀行の設立は西曆第二世紀中既に羅馬に於て之を見る當時羅馬の奴隸は特別過働の報酬を得之を或場處に預け後年其自由を購ふの資となせりと云ふ又羅馬の諸帝は兵卒の爲め貯蓄機關を設立せしこと史に見へたり然れどもドマールドマール氏に從へば現今の意義に於ける貯蓄銀行は佛蘭西に於て始めて世人の稱贊を得獨逸に於て始めて實驗せられ英國に於て始めて法律に規定せられたりと云ふ〔一〕千六百十年ヒューフスデレストル氏は一書を著はし勞力者の爲め貯蓄銀行を起すの必要を説き千七百七十八年ハンブルグの慈善機關ベツルグングスアンシタルトは其組織を改正して細民貯蓄所と化したり繼て千七百九十九年英國に於てウエンドハリの牧師ジョセフスミス氏の發案に係る貯蓄銀行起り爾來諸國に於て此種機關の必要を説く者多く王侯貴族宗教家政治家の盛に之が設立を勧誘せし結果續々設立せられ英國の如きは千八百十七年之が監督法を制定するの必要を見るに至れり而して郵便貯蓄銀行は千八百六十一年サイクス氏の熱心なる唱道に基き英國に設立せられしものを以て嚆矢とし爾來諸國に起りしものは大

抵皆其模範を英國に採れり斯の如くにして貯蓄機關は終に今日の隆興を見るに至れり

(1) de Malercq, Address before Academy of Moral and Political Science, Paris, 1860

貯蓄銀行の本性を理解せんと欲せば之を普通銀行と對比するを便とす今二者間の重なる差異を擧れば左の如し

- 一、貯蓄銀行は慈善的機關なり故に之に従事する者は營利の目的を有せず之に反して普通銀行は純然たる營利機關なり
- 二、貯蓄銀行の方針は確實を主旨とす故に其放資法に就ては各國共に嚴重の法律を以て之を監督せり然れども普通銀行は其資本主の利益を進むる爲め必しも着實鞏固のみを以て其方針となす能はざる事情を有せり
- 三、貯蓄銀行は純然たる貯蓄機關なるが故に最も高率の利子を得べき放資法に依り資金を固定するを得れども普通銀行は務めて資金の固定を避けざる可からず
- 四、貯蓄銀行は主として其資金を公債の買入若くは不動産擔保貸附に用ゆれど

も普通銀行は手形割引を以て主たる放資法とす
 五、貯蓄銀行は利率を高くし細民の貯蓄を誘導す然れども普通銀行は當座預金に對し利子を支拂はざること多し
 六、貯蓄銀行は全國到る所に設立し一般民衆に對し貯蓄の便を與ふることを務むと雖も普通銀行は其最も營利に便なる大市街を擇て開設せらる
 右述べしが如く貯蓄銀行と普通銀行とは全然其性質を異にす隨て其經營法亦到底同一なる能はず去れば普通銀行にして貯蓄銀行を兼ねるが如きは大に不可なり斷じて許すべきに非るなり

本節參考書

M. Seidel, "Sparkassen" in Handwörterbuch der Staatswissenschaften.

Hamilton, Savings and Savings Institutions, N. Y., 1902

以上吾輩は不動産抵當貸附業與業會社業信用組合及び貯蓄機關の何物たるを畧述したるを以て今や本論に入り是等銀行類似業と普通銀行との關係を説かん
 第一、不動産抵當貸附業と普通銀行、商業銀行貸附の擔保として不動産の不可なるは今更之を再論するの必要を見ず故に商業銀行は不動産に對する融通機關

たる能はず農業者及び工業家は其田畑工場等を擔保として資金の融通を得んには是非共商業銀行以外に之を求めざる可からず是に於て乎不動産抵當貸附業の要あり然れども不動産抵當貸附業と商業銀行の業務とは毫も關係なきものと謂ふ可からず之を商業銀行の見地より論すれば銀行基金に餘力あり手形割引の依頼頻繁ならざる時は確實なる債券を擔保として貸附を營むの要あり而して貸附の擔保としては大藏省證券國債證書地方債證書の類を最上となすと雖も確實なる會社の社債及び不動産銀行の債券等も亦決して不適當のものとして謂ふべからず又不動産銀行より之を見るも商業銀行に於て其債券を質として貸附を爲すの途開くるに於ては資金の募集上多大の便利を得るや勿論にして常に世間の遊金のみならず商業界よりも亦た其餘裕の資金を吸収することを得隨て多く農業者に融通を與ふることを得べきなり果して然らば不動産銀行は農業者をして商業銀行より融通を得せしむると同時に商業銀行に供するに資金運用の良途を以てする機關を爲すものにして若し此機關なくんば全く融通し得ざる資金を疏通し彼是連絡せしめ大に經濟社會を裨益するものと謂はざる可からず

第二、興業會社と普通銀行、商業銀行は如何なる方針を以て經營せらるべきや讀者既に之を知る自己の計算を以て會社の株式を引受け又は之を賣買するが如きは商業銀行の爲すべき所にあらざるなり故に此種の需要を充さんか爲めには特別の機關を要す興業會社即是なり而して興業會社は其目的を達せんか爲め自己の資本金の外往々債券を發行して汎く公衆より資金を吸収するものとす歐洲の動産銀行は多く普通銀行を兼業し其預金を以て株券の引受賣買等に使用すと雖も決して確實なりと謂ふべからず蓋し商業銀行と興業會社との連絡を欲せば之を兼業するよりも寧ろ商業銀行に於て興業會社の債券に對し擔保貸附を爲すを以て得策とす然れども興業會社の債券は其占有に係る夫の浮沈極りなき商工業會社の株券を以て擔保と爲すものなるか故に土地抵當貸金組合又は不動産銀行の債券に比すれば一層危険多しと謂はざるを得ず隨て商業銀行と興業會社との關係は商業銀行と不動産銀行との關係の如く圓滑なる能はざるや明かなり然りと雖も動産銀行の業務中有價證券擔保貸附なるものは其株券を擔保となす場合と雖も上述の直接引受若くは賣買の如く自ら企業者の地位に立つものに非

るを以て左程危険なるものに非ず隨て之に對する資金を得んか爲め發行する債券にありては商業銀行か貸附擔保として頗る優等なりとす蓋し若し動産銀行にして直接に會社株券の引受及び賣買を爲さず又商業銀行を兼業することなく主として有價證券の擔保貸附に従事するに於ては單り其業務の安全鞏固を得るのみならず商業銀行との連絡亦に大に密接なるを得又貸附上商業銀行の及はざる所を補ひ二者の領域交侵するの患なく一方には長期の融通を要する工業者集り他方には短期の融通を要する商業者來り而かも工業に對する資金供給の範圍を廣くし社會の經濟を利する寔に鮮少に非るへし此點より觀れば我興業銀行の制の如きは頗る稱揚すべきものと謂はざるを得ざるなり

第三、信用組合と普通銀行、由來信用組合は商業銀行不動産銀行若くは動産銀行と取引する能はざる階級の組織せる組合にして其組合員たる者は多くは個々別々を以てする時は資産乏しく信用大ならざるを以て所要の資金を借入することを得されども團體を作り一定の出資を爲し且つ其貯蓄金を集め連帶を以て責任を負ふに於ては自ら融通の道を開き得へく公衆及び銀行より資金の供給を仰

くこと亦難からざるなり特に多數の組合聯合して中央本部を設け資金の集配を掌るに於ては銀行より融通を受くるの便多し信用組合の生地たる獨逸に於ては帝國銀行を始め多數の大銀行にして信用組合に對し年々巨額の貸附を許せりと云ふ我勸業銀行及び農工銀行も亦信用組合に對し無抵當にて貸附を爲すを許されたり斯の如く信用組合は普通銀行と取引する能はざる階級によりて組織せられ且つ其階級自助の機關なるか故に普通銀行の及はざる所を補ひ世の經濟發達に資すること頗る大なると同時に一方に於ては普通銀行に餘力ある場合に之に供するに良好なる放資の途を以てするものなり

第四、貯蓄機關と普通銀行、貯蓄機關と普通銀行は全然其目的を異にするか故に其間の關係亦頗る疎遠なり然れども貯蓄銀行の貯蓄預金巨額に達し公債證書若くは不動産抵當貸附の類に放資して尙餘りある時は之を確實なる普通銀行に致して利殖の策を講ずることあるべきなり又貯蓄銀行は預金者の要求次第其貯金の即時引出を許すに於ては常に多額の支拂準備金を保有するの必要あれば其一部を以て普通銀行に當座預金と爲すことあるべきなり斯る場合に於ては貯蓄

銀行は普通銀行基金の一源泉を爲すものとす

預金吸収上貯蓄銀行が普通銀行の範圍を侵かすことありや否やに就ては種々の説あり或は貯蓄銀行は常に普通銀行の業務を蠶食するものなりと云ひ或は貯蓄銀行の一回預入高及び一口貯金總額に制限を置くに於ては貯蓄銀行の相手とする所は中産以下の者にして普通銀行と取引せざる者に限るへければ其範圍を犯かすの患なしと主唱するものありと雖も之を諸國の實例に徴するに貯蓄銀行は常に幾何か普通銀行の領域を侵すを免れず特に即時引出を許す所に於て然るものゝ如し貯蓄銀行論の著者ハミルトン氏は郵便貯蓄と雖も亦多少普通銀行の業務を蠶食すと曰へり⁽¹⁾

(1) Hamilton, Savings and Savings Institutions, Ch. IX; also The Relation of Postal Savings Banks to Commercial Banks (Annals of the American Academy of Political and Social Science, Jan. 1896)

第十章 特立銀行制度と支店制度

一國內の銀行を悉く特立とし一切支店を設けることを許さるる制度と支店の設置を自由にし少數の大銀行をして銀行業務に従事せしむる制度との利害得失は國々に就き判断すへき實際上の問題なれども亦理論上其優劣を研究するは決して無益の業に非ざるへし以下此問題に就て諸學者の提起せし所を蒐集列舉し以て兩制度の得失を比較せん

第一、支店制度の利益特立銀行制度の缺點

一、支店制度は特立銀行制度に比し鞏固なり

今日の經濟社會に於ては支店制度と雖も全く銀行の破綻を避けること能はず然れども多數の支店を有する大銀行は特立せる小銀行に比し大資本を有すべく一地方の損失は他地方の利益を以て之を補ふことを得へく又支店所在地に於ける恐慌の場合には本店に巨額の準備金ありとの信用は以て正貨の取付を防ぐに足るものあり又大銀行支店制度にありては小銀行特立制度に於けるが如く銀行間に自殺的競争行はれざる可し是れ支店制度の特立銀行制に比し鞏固なりと云

ふ所以なりリパーブール卿は千八百二十六年英蘭銀行重役に勸告するに出来得る丈支店を増設して危険なる小銀行の設立を防遏すべきを以てせり蓋し當れりと謂つべし

バルグレイブ氏は其ノーツオンバルキングに蘇格蘭の銀行制度を稱揚して曰く「蘇格蘭に於ては少數の銀行ありて各地に多く支店を有し其本店多くはエデンボローに在るを以て相互に規約を結び業務を調整するの便を有し信用の大ならざる銀行は其間に介立して業を營むこと能はざるなり故に危険なる投機取引勃起せば忽ちに鎮壓せられ信用の濫用より生ずる空手形の發行の如きは自然に防遏せられ銀行業務の經營法全國を通じて劃一し又業務を確實に採りて恣らず信憑すべき幾多の役員は全國に播布せられ蘇格蘭銀行は益々鞏固を加ふ」と又曰く「蘇格蘭に於ける銀行支店の多數なることは銀行の鞏固繁盛を來すや疑を容るべからず銀行繁榮なれば夫の勤勉不撓を以て鳴る人民によりて經營せらるゝ蘇格蘭の商工業榮へざらんと欲するも豈得べけんや」と

Palgrave, Notes on Banking, pp. 11, 14.

之を愛兒蘭の實例に徴するに亦小銀行特立制の採る可からざるを知るなりシロ
ン氏はバンキングインアイヤランドに千八百二十二年に其最高點に達せし愛兒蘭に於ける銀行破産の後にはダブリン市以外に於て銀行を有せしもの唯コルク及びベルフワストの二市あるのみに至れり」と曰へり

Dillon, Banking in Ireland, p. 52.

今日北米合衆國は特立銀行制を採り支店を設置することを許さざるは世人の普く知る所なり其理由は蓋し種々ある可しと雖も分割せる各州支店制度の廣く行はるゝを妨ぐ其一なり土地廣袤の大なる其二たらざるを得ず然れども隣國たる加奈陀の支店制度を有するを見る時は必しも以上の二理由のみによりて然るものに非ず否寧ろ其理由は政治的なりと云ふも不可なかるべし夫の第一合衆國銀行の大統領の否認投票の爲め滅亡したる事實を以てするも又第二合衆國銀行の末路を以てするも之を證するに餘りありと謂ふべきなり右述ふるが如く米國は政治上及び其他の理由より支店制度を否認し特立銀行制を採用しつゝあり而して茲に記憶すべきは世界に於て最も慘憺を極めし銀行破綻は米國に起りしこと

是なり蓋し是れ種々の原因ありて然るものあらんも特立銀行制亦其主要原因の一たらずんばあらずサムナー氏は其著銀行の理論及び歴史に左の如く言へり「銀行業に於ては多數の競争者を有する合衆制度は常に責任分割を意味する而已ならず又時として箇々の獨立を賭して合同一致を爲すの方法を採るにあらずんば或行爲の必要なるに當り如何ともすべからざるに至ることを意味するなり換言すれば或方法により各別の支拂準備金を一時醸集して一と爲すに非ずんば以て時の急に應ずる能はざるの恐あることを意味するものあり云々

Banking, Theory and History of Banking, p. 80.

右サムナー氏の言は蓋し特立銀行制を廢して支店制を採るべしと勸告するものに非ずと雖も亦米國に於ける銀行制度の弱點を表白したるものと謂ふべきなり特立銀行制にありては各銀行の準備金は誠に少額なる代りに其各銀行の負債亦其割合に少なかるべきや明なり然れども恐慌の際に於ける銀行の信用は決して其準備金と負債との比例によりて決せられずして絶體的に其所有準備金の大小によりて決せらるゝものと知るべし

二 支店制度にありては銀行が預金を受入れ之を運轉するに當り特立銀行制に比し利便多し其結果として貨幣の用を省くこと多く又國內金利の平準を來し國家經濟上利益大なり

特立銀行制なる時は金融緩慢なる地方例へば農業地の銀行は其資金を中央市場の取引先に送り手数料を出して之が運轉を依頼するの必要あり之に反して金融常に頻繁なる地方例へば工業地の銀行は手形を中央市場に送り再割引を依頼して始めて資金の融通を得べきなり右孰れの場合にありても中央市場の銀行者を煩はし手数料を支拂はざるを得ず然るに支店制なる時は一地方の餘裕資金は直ちに之を他の資金を要する地方に送致し手数料を支拂ふの必要もなく迅速に金融を疏通し金利を平準せしむることを得るなり

又全國に多數の支店を有する時は世人は自然に其銀行を信用するに至り銀行を利用する者隨て廣く起り其結果預金の増殖となり銀行配當の増加となるべし蓋し銀行に取り支店の開設程有效なる廣告法は是なしと謂ふも可なり預金増殖し零碎せる資本金益々生産的とならば國家の繁榮を來し其結果として預金愈々増

加し銀行の業爲めに益々振張すべし故に支店増設は既存の資金を呼起し之を吸収すると同時に新預金を生出するの効果を有す。マース氏は其著蘇格蘭銀行及其紙幣發行制度に此點に就て蘇格蘭の實例を掲げたり

Somers, Scotch Banks and System of Issue, p. 153-4

三、支店制度にありては特立銀行制に比し金銭の受拂上其華主に與ふる利便大なり

支店制度なる時は一支店の所在地と他の支店の所在地との間に於ける支拂には小切手を用ゐ無手数料にて送金を爲すを得べし特立銀行制の下にありては小切手にて送金することを得ざるに非れども其現金引換には手数料を徴せらるゝを常とす又中央市場に本店若くは支店を有する銀行と取引する時は手形の引受支拂を中央市場にて爲すことを得るの便あり中央市場にて支拂はるゝ手形は割引上都合よく又呈示の爲め地方の支拂人に差付くるの手續なきを以て銀行の手續料を省くことを得大に便利なり其他支店制にありては一支店の華主は他地方の支店をして自己の爲め金銭の受入を爲さしむることを得故に商人か他地方へ掛取

りに行きたる場合の如き其收納せる金員を即時銀行に拂込み無手数料にて廻金することを得若くは新設會社の株金拂込の場合にありては株主は其所在地の支店に拂込むを以て事足り大に便利なり

四、支店制度は銀行の利便を普及する上に於て特立銀行制に優れり

英虞蘭及び蘇格蘭の大銀行は寒村僻地にも分店を設け其近傍の支店より一週に一日又は二日宛日を定めて手代を派遣し以て其地方に銀行業務の利便を與へつゝあり斯の如きは支店制度の利益にして特立銀行制に望むべからざる所なりと謂はざる可からず

五、支店制度にありては劃一にして秩序あり且つ安全鞏固なる方針を以て銀行業務を營み得べきも特立銀行制にありては各行箇々別々の方針を採りて統一せず銀行間の競争激烈なるときは往々にして適度を超過して業を營むの危険に陥ることあり加之ならず數多の支店を有する大銀行にありては高額の給料を支拂ふに堪ゆるが故に多く人才を收容することを得べきも特立せる小銀行に在りては斯く爲す能はざるの事情あり

六、支店を有する銀行は特立せる銀行に比し商工業諸般の必要なる報道を得るの機会を有すること多し

各種商工業の盛衰商工業者の身代信用等は銀行業者の最も迅速且つ精確に知らざる可からざる所なり去れば之に關する報道を得るの機会を有するの多少は銀行制度の優劣を定むるの一標準たるべきや明白なりとす

七、紙幣を發行する銀行は支店を開設するによりて其流通高を大ならしむることを得

各地に支店を開設し紙幣の流通區域を大ならしむる時は其流通高を大ならしむることを得べきや論を俟たず然れども此利益は一銀行より見て其支店を有せざる場合よりも之を有する場合の方多しと云ふに過ぎずして國家より見て然りと云ふ義に非ず國家より見る時は紙幣が特立せる多數の小銀行によりて發行せらるゝも支店を有する小數の大銀行によりて發行せらるゝも同一の場所に同一の行數を以てし同一に信用せられ而かも同一の發行額を以てする時は其流通總額

に差等あることなかるべし

第二、特立銀行制度の利益支店制度の缺點

一、支店を増設する時は銀行負債の區域を廣め其結果支店所在地に於ける一方一産業の瓦解の爲め其銀行全體の地位を危からしむるの虞なしとせず

特立銀行制の下に在りては一地方一産業の瓦解の爲め銀行倒産することあるも其影響は廣く他地方に及はざるへし然れども支店制の下に在りては一支店大損失を蒙る時は忽ち他地方に於ける本支店の地位を危からしむべし是れ特立銀行制度の支店制度に優る點の第一として數へらるゝ所なり

二、支店制にありては業務の監理極めて困難なれども特立銀行制にありては頗る容易なり

支店制度に在りては各支店所在地の商慣習に異同あるを以て各支店に於ける都ての行爲を支配すへき共通的事務規程を制定すること能はず支店長の判斷に任する所多し故に業務の監理極めて困難なれども特立銀行制にありては銀行全體の事務一行に集中するか故に其監理最も容易なりとす是れ特立銀行制度の支店

制度に優る點の第二なり

- 三、支店制度は特立銀行制度に比し多額の支拂準備金を要す
- 四、特立銀行制にありては銀行は其所在地の事情を諳する者により經營せらるゝか故に克く其需要を充たすことを得れども支店制にありては然る能はず
- 支店を監理する者は多くは中央より任命せられ赴任する者なるを以て其支店所在地の事情に通せざると同時に本店の掣肘を受けるを以て其地方の需要に應じて克く金融を疏通し商工業者を輔翼するの能を有せず是れ經濟上非常の不利益と謂はざる可からず之に反して特立銀行にありては之を經營する者は多くは其地方永任の人士にして地方の事情に精通し商工業者の身代信用を諳んじ又何方よりも掣肘せらるゝことなきか故に臨機應變克く商工業者の急を救ひ金融を調和し經濟の發達を促かすことを得べし
- 五、特立銀行にありては其所在地の人にして株主たる者多きか故に地方的感情より漫に取付杯なきれども他地方銀行の支店に對しては市人毫も顧慮する所なかるへし

六、特立銀行制にありては一地方の恐慌は其累を他地方に及ぼすこと甚なきを以て一朝急を告ぐるも他より之に應ずる資金を得るに難からされども支店制度にありては一地方の急は忽ち全般に影響し恐慌彌蔓するの恐あり

七、特立銀行制にありては各銀行相互に制抑しつゝあれども支店制にありては少數大銀行の合同獨占行はれ易く會々公衆の利益を殺くの擧なきを保す可からず

以上記述せし所は特立銀行制度と支店制度との優劣に就き從來學者の提起せし所を列擧したるものなり今之を對照比較するに支店制度の利益として列擧したる所は多くは積極的に銀行か社會に與る利益にして其效果の大なる到底特立銀行制の比に非されども特立銀行制の利益にして支店制の以て缺點とふす所は多くは實際的よりも寧ろ想像的の議論にして假し道理ありとするも或方策を以てすれば支店制の下に於て全く之を除去し得ざるに非るか如し請ふ左に少しく之を辯せん

一、支店制缺點の第一として掲げたるは支店増設の爲め銀行負債の區域を廣め

制度に優る點の第二なり

- 三、支店制度は特立銀行制度に比し多額の支拂準備金を要す
- 四、特立銀行制にありては銀行は其所在地の事情を諳する者により經營せらるゝか故に克く其需要を充たすことを得れども支店制にありては然る能はず
- 支店を監理する者は多くは中央より任命せられ赴任する者なるを以て其支店所在地の事情に通せざると同時に本店の掣肘を受けるを以て其地方の需要に應じて克く金融を疏通し商工業者を輔翼するの能を有せず是れ經濟上非常の不利益と謂はざる可からず之に反して特立銀行にありては之を經營する者は多くは其地方永住の人士にして地方の事情に精通し商工業者の身代信用を諳んじ又何方よりも掣肘せらるゝことなきか故に臨機應變克く商工業者の急を救ひ金融を調和し經濟の發達を促かすことを得べし
- 五、特立銀行にありては其所在地の人にして株主たる者多きか故に地方的感情より漫に取付杯なされども他地方銀行の支店に對しては市人毫も顧慮する所なかるべし

六、特立銀行制にありては一地方の恐慌は其累を他地方に及ぼすこと甚なきを以て一朝急を告ぐるも他より之に應ずる資金を得るに難からされども支店制度にありては一地方の急は忽ち全般に影響し恐慌彌蔓するの恐あり

七、特立銀行制にありては各銀行相互に抑制しつゝあれども支店制にありては少數大銀行の合同獨占行はれ易く會々公衆の利益を殺くの擧なきを保す可からず

以上記述せし所は特立銀行制度と支店制度との優劣に就き從來學者の提起せし所を列擧したるものなり今之を對照比較するに支店制度の利益として列擧したる所は多くは積極的に銀行か社會に與る利益にして其效果の大なる到底特立銀行制の比に非されども特立銀行制の利益にして支店制の以て缺點とふす所は多くは實際的よりも寧ろ想像的の議論にして假し道理ありとするも或方策を以てすれば支店制の下に於て全く之を除去し得ざるに非るか如し請ふ左に少しく之を辯せん

一、支店制缺點の第一として掲げたるは支店増設の爲め銀行負債の區域を廣め

一支店の損失は銀行全體の地位を危ふするの恐ありと云ふに在り然れども是れ一片の想像に過ぎず歴史は銀行か其支店の不始末より倒産せし事實よりも本店其物の經理宜きを得さりし爲め破産せし例を示すこと多きを奈何せん加之ならず此支店制反對論は亦特立銀行業務擴張に對する反對論となすを得べし故に採るに足らず

二、支店制第二の缺點たる監理の困難は一應道理ある説なれども斯る困難を避け得へき手段全く是なきに非す要は良支配人をして支店を經營せしむるに在り多數の支店を有する大銀行にありては高給を以て人才を收容すること容易なるを以て這般の如き缺點は左まで患るに足らざるなり

三、支店制第三の缺點として擧られたる多額の支拂準備金を要すと云ふ説は確乎たる根據を有するものと謂ふ可からずアットフィールド氏は其著英國及び外國銀行論に英國に於ける株式會社銀行の統計を掲げ多數の支店を有する銀行必しも多額の準備金を要せざることを證明し且つ支店制度と準備金とは何等の關係を有するものに非すと曰へりギルバート氏は更に一步を進めて株式會社銀行支

店制の利益なる理由の一として其特立銀行に比して却て小額の準備金を有して可なるを説て曰く特立銀行に在りては取付起る時は他に頼むべき所なきを以て自然平素巨額の準備金を用意するの必要あれども支店制にありては本店若くは近傍の支店に馳すれば其急を凌ぐことを得べきを以て準備金は比較的少額にて足れりと

(1) Atfield, English and Foreign Banks, p. 75.

(2) Gilbert, History, Principles, and Practice of Banking, vol. I, sec. XXIV.

四、支店制の第四の缺點として數へられし所は實にハジエオット氏の「ロムバードストリート」及びカー氏の蘇格蘭銀行史に記載する所にして至極道理ある説なり支店支配人の地方事情に通せず又常に本店の掣肘を享け其業務經營上人をして搔靴の感あらしむるは吾人の屢々見聞する所なり然れども特立銀行制にありては往々にして地方人士間の情實により一舉手一投足も値せざる者を保佐するの弊害あることを忘る可からず

(1) Bagelot, Lombard Street, p. 88-89.

(2) Kerr, Scottish Banking, etc., pp. 125-129.

五、支店制の缺點として唱へらるゝ第五及び第七は是れ杞人の憂に類するもの

なきを得んや第六の缺點たる地方的恐惶の蔓延して一般を攪亂すへしとの説は多少理なきに非れども今日の社會に於ては特立銀行制の行はるゝ所と雖も蓋し此弊を免れざるべし北米合衆國の地方銀行は平素其支拂準備金の大部分を中央市場の銀行に預け入れ預金の取付に遭遇せば直ちに之を引出すを例とせり斯の如んは一地方一局部の恐惶と雖も他に波及する所なしと云ふべけんや

特立銀行制の到底支店制度に及はざる大略右述へたるか如し今諸國の實況を見るに佛國に於ては現今支店制度漸く廣く行はれつゝあり佛蘭西銀行は法律上一「デハルトマン」毎に一支店以上を設置するの義務を有せずと雖も今日の實際は其支店の數遙かに「デハルトマン」の數に超過せり佛國に於ける其他の銀行亦多數の支店を有するに至れり英虞蘭に於ては支店を有せざる私立銀行數多ありと雖も十五個の株式銀行は七百餘の支店を有し蘇格蘭に於ては十個の銀行一千の支店を有せり加奈陀に於ては三十八の銀行五百の支店を有し濠洲に於ては八個の銀行約千百の支店を有せり獨乙帝國銀行は二百四十の支店を有し其他以太利露西亞日本波斯印度の如きにありても亦支店制度知らる白耳義國立銀行は一支店及

び四十の代理店を有し瑞西にては三十四の銀行の内十二行は支店を有せり而して支店を設立することを許されざるものは獨り米國に於ける國立銀行あるのみ同國州立銀行の或者は支店設置を禁せられざれども實際上支店を有するもの之れなしと云ふて可なり是れ州立銀行が重税の爲め紙幣を發行することを得ざるに職因すと云ふ米國インデヤナポリス貨幣調査會は其報告に支店制度採用の事を勸告せり

今日世界文明諸國經濟の大勢は一二の例外を除くの外各種商工業の合同漸く行はれ大規模の事業愈々其勢を逞ふせんとするものゝ如し歐米諸國に於ける銀行の合同亦吾人の絶へず耳にする所なり若夫れ銀行の事業益集中せられ支店盛に起り之が爲め其基礎鞏固を加ふること果して事實なりとせば即ち是れ前述の結論の正鵠を得たるを證するものにあらざらんや

参考書

Atfield, English and Foreign Banks, p. 39-80.

Report of the Indianapolis Monetary Commission, pp. 376-386.

Gilbart, History, Principles and Practice of Banking, vol I, sec. XXIV.

Sprague, Branch Banking in the United States—Quarterly Journal of Economics, Feb., 1903.
田尻稻次郎氏銀行論第十章
Breckinridge, Branch Banking and Discount Rates—Sound Currency, Vol. VI, No. 1.

第十一章 銀行と恐慌

十九世の經濟史上特に吾人の注意を喚起するもの、一之を恐慌となす經濟社會非常の好況を呈し世人一齊に繁榮を謳歌するの秋に中り忽如として現はれ當る可からざる勢を以て經濟社會を席卷し商工機關を轉覆し生産資本を撲滅し資本家企業家を倒し勞力者の職業を奪ひ天下を擧げて其渦中に投陥せしむるは是れ恐慌の特徴なり

恐慌の原因及び之に對する方策を討究するは頗る有益なることなれども其は本章の目的に非ず隨て茲に論すべき限りにあらざるなり然れども恐慌は銀行と密接の關係を有し其發生するや必ず先づ銀行業務の上に顯著なる現象を呈出するを以て世人動もすれば恐慌の襲來は銀行制度の缺點に因すとし或は銀行の經營其宜しきを得ざるに座すとし罪を銀行に歸すること多きか故に一言其妄を辯するの要なきにあらず

抑恐慌か銀行の生物に非ることは如何なる銀行制度を有する國と雖も苟くも經濟上著しき進歩を遂けたる邦國にありては終に其發生を免る能はざりし事實を

以て之を證するに餘ありとすへきなり蓋し銀行元と經濟社會の一機關たるに過
 ぎす故に商工業一般を襲ふ所の原因の爲め犯かされざるを得ざるは自然の數に
 して夫の恐慌發生に先たつ特徴たる信用の濫用及び之に隨伴して起る無謀の資
 本放下か銀行を經由して行はるゝこと多く又銀行か恐慌襲來の影響を最も早く
 蒙るの故を以て直ちに銀行を目して恐慌の原因なり恐慌の生母なりと云ふか如
 きは少しく事理を解する者の首肯する能はざる所なり
 惟ふに銀行の本業は購買力の賣買にあり信用の濫用は購買力創出の過多を意味
 すと雖も之か需要を増殖したる原因は之を創出して供給したる者の所業に非ず
 して必ずや他に存在せざるを得ず何となれば凡る物の供給は需要ありて始めて
 起るものなればなり然るに購買力の需要の由て來る所を究めず之を顧みずして
 直ちに之か供給者たる銀行を責むるか如きは決して正鵠を得たるものと謂ふべ
 からざるなり

然れども銀行者は社會の資本の使用者を襲撃し資本の方向を定めたる當事者にして經濟の消長は
 其判斷の如何に係るもの頗る多きものあるを以て假令其業務の性質受動的にして且つ貨物の生産
 消費に直接の關係を有せず隨て其投合如何は銀行の預り知る所に非ずと雖も其融通したる資金の

使用法如何に就ては全然責任なきものと謂ふべからず

然りと雖も若し恐慌の襲來に先ち銀行業務の上には必ず或顯著なる現象を呈すべ
 きに於ては其兆候を預知し直ちに之か防禦策を講ずるは最も必要にして斯る手
 段に出る時は假令全く其襲來を防遏することを得ずとするも大に其勢力を殺滅
 するを得るの利益あるや勿論なり

今や恐慌發生の前後に於て銀行業務の上には如何なる現象を呈するやを見るに其
 現象は四個の方面に出現するを發見す即ち第一手形交換高の上に於ける現象第
 二預金及び兌換券流通高と準備金との上に於ける現象第三割引歩合の上に於け
 る現象第四貸出と準備金との増減の上に於ける現象是なり以下順次之を説かん
 第一●手形交換高● 恐慌前に於ては社會の人心樂天的に傾き事業一般に好況を
 呈し賣買取引盛に行はるべきを以て手形交換高の非常に増加するを見るは蓋し
 當然の結果なりとす而して恐慌襲來するや人々俄に恐怖心を起し大に警戒を加
 るに至り之か爲め事業頓に衰微し亦容易に振興すへからず乃ち其次年に於て手
 形交換高の急激なる收縮を見るを例とす既にして不景氣其極點に達し數年の後

漸く恢復の氣運に向ふに及ては手形交換高亦漸く増加するに至るを常とす

倫敦及び紐育手形交換所累年交換高及び其増減の規模に就ては左の諸書を見よ

Statistical Abstract for the United Kingdom for 1863 to 1883, p. 154. Same for 1884 to 1898, p. 225

Howarth, Our Clearing System and Clearing Houses, p. 44.

Statistical Abstract of the United States for 1900, p. 61.

Cannon, Clearing Houses, Their History, Methods, and Administration, p. 203.

Burton, Financial Crises and Depressions, p. 327 and pp. 165-167.

第二、預金及び兌換券流通高と準備金。銀行利用の盛なる社會の銀行に於ては預金の大部分は貸附割引の振替より生ずること第三章に述べし如し去れば恐慌に先ち銀行の貸出盛なる時は準備金の割合に預金の増殖を見恐慌襲來後産業萎縮するに及て預金の急激なる縮小を見るは蓋し自然の數なりとす

(一) 第三章第二節第四十四頁—四十七頁

兌換券の發行亦振替預金と同一の原因によりて起るか故に其流通額亦預金と同一の現象を呈すべきを原則とす然れども經濟事情の發達せる社會にありても兌換券は其發行制度の如何により必しも預金と同一の歩調を取ること能はざることあり即ち

甲、英蘭銀行の制の如く「カレンシー」主義の下にありては兌換券の發行は總額準備法に據るべきか故に其額は正貨の伸縮に伴はざるを得ず恐慌到來の前には物價騰貴し正貨進出するを常とするを以て其結果兌換券の流通額は却て減縮すべきなり

乙、之に反して佛蘭西銀行の制の如く「バンキング」主義の下にありては兌換券の流通高は恐慌前に於ける通貨の需要増加及び恐慌後に於ける通貨の需要減退と共に伸縮すべきを以て振替預金の増減と同一の事情を有するものとす

Burton, Financial Crises and Depressions, p. 185-190.

第三、利子歩合。利子歩合は資金の需要供給によりて定まるべきこと第四章に述べし如し去れば恐慌襲來前に於て銀行基金の割合に貸附割引の依頼大に増加する時は利子歩合騰貴せざるを得ざるなり之に反して恐慌襲來の後事業俄かに沈靜に歸し貸附割引の依頼頼に遏みたる秋に於ては其か下落を見るは言を費やすの要なきなり

Burton, p. 191.

第四、貸出と準備金。戦争饑饉其他正當の理由なくして正貨外國に流出し銀行の準備金愈々減少し之に反して貸附割引の額絶へず増加するの趨勢を呈し殊に右二者の比例隔離するの勢急激なる時は是れ危險到來の前兆なりとす何となれば正貨準備の減少に伴ひ事業の縮少を見るを以て常則とすへきに却て益之か擴張を見るか如きは決して安全鞏固なる基礎ありて然るものに非ること明かなればなり

之を實例に徴するに千八百二十五年三十七年四十七年及ひ五十七年等所謂恐慌の年として知らるゝ各年に於ける英蘭銀行貸出高増進の度合は頗る急激にして同時に同行支拂準備金の減縮の度は最も著しかりき米國及ひ佛國に於ても亦同様の事實あるを見るなり現今に於ては諸般の事情亦往時の如くならず恐慌の年と雖も右の如き前驅的兆候を認むること愈困難を加るに至りしと雖も貸出の増進と準備金の減少の趨勢如何は尙未だ恐慌到來を卜する一の目標たるの價値を失はざるなり

①、各國金融關係の發達、交通の進歩、及び隨機迅速に正金を輸入し得るに至りしこと

- ロ、内外支拂の具として正金代用物を用ゆること多きを加へしこと
 - ハ、直接預金の増殖の爲め銀行基金の餘裕を來せしこと
 - ニ、大銀行の増加と其資本の豊富となりしこと
 - ホ、銀行家の經營熱練を加へしこと
- 割引政策の效驗偉大なること
Barton, 192-199.

之を要するに恐慌發生の前後に於て銀行業務の上に現する上述の諸顯象は銀行歴史の吾人に與へし無上の賜物にして克く吾人をして時機を逸せず恐慌の防禦策を講ずることを得せしめ又は之か發生に先ち豫め其勢を鈍むるの策を立るを得せしむるものなり然り而して恐慌襲來の兆候を呈する時及び恐慌發生の後に於て銀行の採るべき方針如何に至りては素より容易の問題に非すと雖も要するに左に掲ぐる所を以て常規とするの外なかるへし

第一、既に手形交換高貸出預金等の不健全なる増殖を見るに於ては恐慌襲來の虞あるを以て銀行者は其準備金の増加を計り利率を高め貸出を引締め以て商工業者を警戒すへし

第二、右の如き方針を採るも尙ほ恐慌を防遏すること能はず終に其襲來を見るに於ては中央銀行たる者は其力の及ふ限り確實なる商工業者に對して盛に貸出

を爲し市場救済に盡瘁し普通の諸銀行は速かに合同一致の舉に出で以て恐慌鎮
 壓に努むべきなり而して後者にありては夫の米國に行はるゝ合同準備の法を採
 用するか如き最も有效なりとす
 第三 恐慌發生後事業頗に沈靜の姿を呈し比年不景氣の聲を聞くの時に當りて
 は自然恢復の氣運に向ふ時期の至るを待つの外ある可からず而して商況恢復の
 際銀行者の常に服膺すべきは充分其貸出に注意し確實を旨とし危険なる事業の
 勃興を防ぎ以て經濟社會の健全なる發達を期するにありとす

銀行論終

誤

頁	目次
第三頁	ramification
第六頁	Depositbanken und Spekulationbanken
第八頁	Economies
第十三頁	リエホツク
第十五頁	手を空ふし
第二十五頁	蘇格蘭
第四十二頁	擔保品
第六十頁	獲得し得へく
第八十頁	France, Great Britain
第九十三頁	act.

正

頁	目次
第三頁	ramifications
第六頁	Depositbanken und Spekulationbanken
第八頁	Economies
第十三頁	ラホツク
第十五頁	手を空ふし
第二十五頁	蘇格蘭
第四十二頁	擔保品
第六十頁	獲得し得へく
第八十頁	France, Great Britain
第九十三頁	act.



發發發發
行行行行
所所所所
西賣捌所

不許
復製

明治三十六年七月十五日印刷
明治三十六年七月十五日發行

東京市神田區
一ツ橋通町七番地
東京市神田區
表神保町二番地
東京市日本橋區
通三丁目十番地
東京市日本橋區
本町三丁目十七番地
大塚町四丁目
備後町四丁目


著者
發行所
發行所
發行所
印刷者

有同成寶吉
斐閣書
岡平
助館堂館房

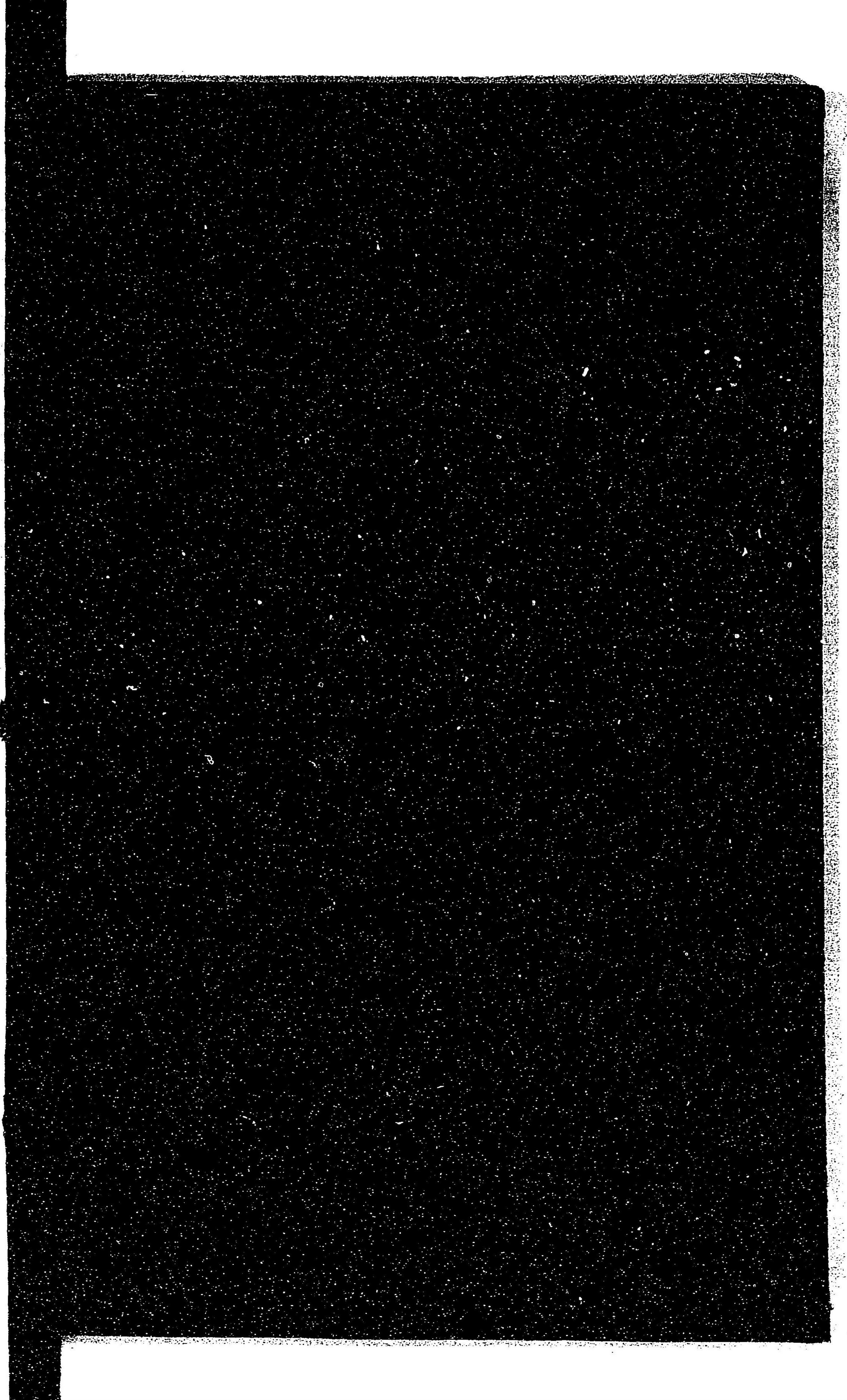
佐野善作
森山章之丞
江草斧太郎
河出靜一
大葉久吉
松澤三

銀行發售
定價金壹圓廿錢

(舍勞同町番六下區町總所刷印)



74
338



74
335

041061-000-0

74-335

銀行論

佐野 善作/著

M36.7

BDF-0207

